

平成23年9月20日（火曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、13番 衣斐弘修君、1番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 東日本大震災のつめ跡が今もなお残る中、ことしも9月1日の防災の日を迎え、本町を初め全国各地で本格的な防災訓練が行われたところでございます。東日本大震災は、自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。大災害はどこか遠くにあるものではなく、今ここにあるものであることを思い知らされたのではないのでしょうか。地震、津波に限らず、台風、集中豪雨など、我が国は災害多発列島であることを改めて認識することが重要であります。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

第1点目は、被災者支援システムの導入についてお尋ねいたします。

東日本大震災の発生から、早くも半年が過ぎてしまいました。全国各地の避難所などで不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体によるいち早い被災者情報の把握と、さまざまな行政サービスの提供が求められています。

そこで、膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な行政サービスの提供に一役買うのが被災者支援システムです。被災者支援システムとは、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた兵庫県西宮市が独自で開発したもので、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、災害状況を入力することで、罹災証明書の発行から救援物資の管理、仮設住宅の入退居、支援金や義援金の交付など、一元的に管理できるシステムです。

全国の自治体が無償で被災者支援システムが入手でき、災害時の緊急対応に活用できるよう、総務省所轄の財団法人地方自治情報センターが、2005年度に被災者支援システムを自治体業務用プログラムライブラリーにある共同アウトソーシングシステムの一つとして登録し、2009年には、総務省が同システムをおさめたCD-ROMを全国の自治体に無償で配布しました。

しかし、東日本大震災発生前の時点で同システム導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方では導入自治体はほとんどありませんでした。今回の被災後、被災

者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、同システムの導入の申請をする自治体がふえ、5月26日現在で300に達したと伺っております。

このたびの東日本大震災では、市や町全体が津波に襲われるなど、自治体の行政機関そのものが麻痺した地域もありました。同システムを導入することにより、自治体の被災者支援に関する必要な情報のバックアップが可能になり、仮に庁舎などが災害に遭った場合でも、被災者の支援、復旧に迅速に対応することができます。また、このシステムを導入することにより、事務部局と消防部局との情報共有、連携がより円滑になるものとなります。被災発生時においては、行政の素早い対応が被災者支援並びに復旧・復興には不可欠であり、被災者の氏名、住所など基本情報や被害状況、避難先、罹災証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが極めて重要であると考えます。

そこで、災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムを、本町においても導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、第2点目として、斎場における祭壇の常設についてお尋ねします。

初めに、新聞のコラムに目にとまった記事がありましたので、読ませていただきます。

「人の命には限りがあり、だれ人にも死が訪れる。故人との最期の別れが葬儀だが、最近は葬儀をせずに火葬のみを行う「直葬」がふえ、葬儀全体の約2割を占めているという。葬儀は通常、通夜、葬儀式、告別式、火葬の流れで行われるが、経済的事情や宗教観の変化、人間関係の希薄化などから直葬を選択する人がふえている。無縁社会が叫ばれているが、葬儀にもその一面があらわれている。葬儀をどうするか、死が突然訪れた場合に、家族らの戸惑いは大きい。あらかじめ意思表示しておくことも一つだが、形はどうあれ、生前に親しかった人や家族に心から送られることが大切だと思う。葬儀は、残された人々が故人の人生に触れ、自分の生のあり方を静かに問い直すよい機会でもある。死を考えることは生を考えることにつながると思う。その意味で、葬儀は残された人がよき人生を生きるための重要な儀式である」。

葬儀について、このような手記が載せられておりました。我が町でも、経済的事情で直葬を選択しなければならない人がいると聞いております。それが、もし故人の意思に反していたら、とても悲しいことです。高齢者にとって、医療費に続き葬儀にかかる費用を捻出するのが困難であり、それをまた家族に負担させるのも大変心苦しいとの住民の方からの数多くの声をお聞きします。葬儀にかかる費用はそれぞれ異なると思いますが、祭壇一式を借りるのに最低35万円からと大変高価になっており、平均七、八十万円だとしたら、葬儀費用の半分を祭壇使用料に取られていることとなります。

そこで、町施設である斎場に常設の祭壇を設置することにより、葬儀費用が安くなり、町民の皆様に対してサービス向上につながっていくのではないのでしょうか。近隣市町で祭壇を常設しているところは、養老町、安八町、海津町、関ヶ原町、神戸町、池田・揖斐・大野3町の広域斎場と、今や祭壇の常設は当たり前になってきました。祭壇は、通常、葬儀を行う場合には必需品であり、町として常設し広く利用していただくべき装備品であると考えます。

以上、祭壇を常設にすべき理由を述べさせていただきました。また、これまで多くの先輩議員が、同様の御質問をされたとのことをお聞きいたしました。早急に常設を望む一人として、どのようにお考えなのでしょうか。

以上、2点についてお伺いし、質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 2番議員の第1点目、被災者支援システムの導入について、御回答申し上げたいと思います。

被災者支援システムにつきましては、岐阜市にございますけれども、財団法人岐阜県情報センターの指導のもと、現在、システムの環境が行われているところでございます。過日も、そのシステム導入について説明会がございました。来る来月、10月にはおのおの市町所有のパソコンを現実に持参いたしまして、システム設定に向けた操作方法等も含めての説明会が予定されておるところでございます。今後は、その運用につきまして、関係課と操作方法等調整していかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

こうした被災者支援システムの必要性につきましては、議員御指摘のとおり、十分認識をいたしております。備えあれば憂いなしとよく言われるところでございますが、まずは備えること、導入の方向で調整してまいりますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 2番議員の第2点目の御質問の、祭壇の常設についてお答えをいたします。

祭壇の常設につきましては、今年3月定例会でも同様の御質問がございました。確かに、近隣市町の多くは祭壇が常設となっておりますが、本町では、宗教、宗派、または葬儀の規模に応じて祭壇を設置することは難しく、常設するのであれば、ある程度の祭壇を1種類設置することになるかと思えます。

利用者の意向に沿った祭壇を設置するのであれば、現在のままでいく方がよい点多々あるかと答弁をさせていただいたところであります。また、実際に、生花祭壇といいまして、花だけで祭壇をこさえられた形で葬儀をされたこともございました。

こうしたことから、直ちに祭壇を常設する考えは持っておりませんが、垂井町の斎場が町民の皆様にご利用しやすい施設となるよう、修繕・改修など、施設整備をこれからも行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

被災者支援システムに関しまして、前向きな御答弁をいただきまして感謝申し上げます。岐阜県でも、防災対策強化の一環として推進されているとのこと。大きな震災が起きた場合は、大量の罹災証明書の発行が必要になり、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせる等負担を強いることとなります。安価なコストで導入でき、新たな設備も特に必要ないとのことなので、早期導入をお願いいたします。

祭壇の常設についてですが、先日、揖斐の広域斎場の視察に行かせていただきました。告別式場も2カ所あり、白木づくりのすばらしい祭壇が備えられて、また立派な焼香机や展示台も設置されておりました。中でも興味深く拝見させていただいたのが、宗教、宗派によってと先ほど御答弁ありましたが、例えばカトリック系の宗派の方のために、スライド式のどんちょうがおりてきて、祭壇がすっぽりと見えなくなるような仕組みになっておりました。また、利用者の方から、余りにも祭壇が立派で、生花がたくさん必要になるとの声に対して、祭壇の両サイドに銀色のびょうぶを置くことによりそれが解消されたとのことでした。どこまでも町民の皆様の声が大切にされているところに大感動いたしました。

また、祭壇購入費用、設置後のメンテナンスのことを質問させていただき、回答を伺ってまいりましたので、ここで紹介させていただきます。

祭壇一式、12尺セット、6尺机つきで2部屋分で2組、香典机、6尺キャスターつき、2部屋分で4台、展示台、キャスターつきで2部屋分で2台で、購入時期が平成17年3月で、購入金額が438万4,800円ということでした。また、メンテナンスに関しまして、5年に1度洗浄されるということで、作業内容として、祭壇分解・搬出、2．薬品洗浄、3．日陰干し、4．破損部復元修理、5．祭壇搬入・設置、原状回復で、実施時期が平成22年10月にやられました。2部屋分で84万円ということをお伺いいたしました。以上の回答をいただきまして、思いのほか安価で購入できることがわかりました。

垂井町斎場は、火葬場が併設され、駐車場も広く利用しやすいとの町民の方のお声をお聞きます。祭壇が常設されることで、さらに利便性が上がり、町民サービスのさらなる向上につながることは間違いありません。

そこで、もう一度、前向きに検討されるのか確認申し上げ、再質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 2番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

斎場の祭壇の常設ということでございます。今までも何回かお話があったわけでありますけれども、基本的に、担当課長が答弁したとおりの基本的な考え方を持っております。

ただ、ここで直葬というお話がございました。2日ほど前の新聞にも、葬儀関係者の方の文章が出ておまして、直接火葬の略として直葬ということを用いるとありますけれども、そ

もそも葬式というのは、葬儀と告別式に分けられるものだ。この直葬については、この儀礼の部分を欠いて、全くその故人のかかわりを断ってしまうというようなことがあるので、いかなものかというようなことも書いてございました。一方で、告別式については、やり方がいろいろあると。家族葬で葬送をした後、後日、改めて別の場所に集まって故人をしのぶ方法もあるということでもございました。

議員の御指摘については、費用が安価で使いやすいということでもございますが、まず直葬について、垂井町においては、施設入所者の方のごく一部に限られておって、ほぼ直葬をやられておるということはあまり聞いておりません。ほとんどが最低でも家族葬的な、ごく身内でやられるというパターンが非常に多いのかというふうに思います。

そういったことを考えたときに、葬送のやり方、告別式のやり方、これが形にはまってしまう。祭壇を、揖斐広域の状況をお調べになられたようでもありますけれども、町が500万円以上もかけて、そこまで設備をする必要があるのか。やり方がいろいろあると思います。例えば、本当に費用がなくて、でも弔いはしたい、送り出したいという場合には、斎場の奥に通夜の部屋がございます。ここで告別式をやられる方もございます。そういった形で費用を抑える。でも、しっかりと送り出すことは可能かと思えます。そういった祭壇がなければ告別式ができないというものではないというふうに認識をしております。これはあくまで気持ちの問題であろうと思えます。

ただ、一方で、人生の最期の終えんの場の告別式を行うセレモニーホール、斎場について、やはり少しでも利用しやすい形で利用していただきたいという思いはもちろん持っております。ただ祭壇を、何が何でも設置しなければいけないかということについては、いま少し検討していく必要があると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問を行います。

私は2点でございますが、管理職の研修、また台風12号等々の件でございます。

まず初めに、ここ毎年、管理職の定年退職者が二、三人ずうっと続いていると、このように思っております。ここで私は、今後、管理職、また主幹級の方々を中心に、身近な研修を取り入れて自覚を高めていただいたらと、このように思うわけでございます。

ちょうど振り返りますと、私もこの席で30年近くこのような立場にならせていただいたわけでもございますが、初めは何を話していったかわからないというような形で、頭の中が真っ白というような形でもございました。いろいろ先輩議員から忠告、または御指導いただいたということも今も覚えておるわけでございますが、そのような形でもございましたので、ぜひともこのような研修を取り入れていただいたらと思うわけでございますが、町の財政も硬直化が高まっておりますし、また一方、町民の皆様の要求も複雑、多様化して、対応して処理する事務量は

増加するばかりだと、このように思っております。

地方公務員法を見ますと、30条でございますが、すべての職員は全体の奉仕者とし、また公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念せねばならないと、このようになっておりまして、また関係者の皆さんも宣誓をされていると思っております。

減ることのない事務量を処理しなければならず、職員を増員することは考えられません。職員の資質を高め、能率を高めさせることだと思っております。不要不急の事務削減ではないかと、このようにも思っております。現在の研修におきましては、上部団体の主催されるもの、また自治体間の研修等多くの職員の参加をお願いして、また広い見識を持っていただきたいと、このように思っております。

私は、今も申し上げましたが、模擬的な議会を開いていただいて、研修の一つとしていただきたらと思っております。職員が自分の持ち場以外の分野でも適応するようになるのではないかと、また広域的に町内発展に対し対応できるようになると思います。また、財政的な事柄等々の把握もできると思いますし、また条例の立案能力向上等々にもなるのではないかと思っております。これらの研修によりまして、職員の能力向上が図れるものと思いますし、また模擬議会等によりまして関係者の能力が発揮されることと思っております。適材適所に職員を配置することも可能になるのではないのでしょうか。この研修には、何ら経費等も要らないと思っておりますので、関係者の努力、能力向上につながることと思っております。

また、人事異動の件でございますが、毎年4月を中心に、人事異動が発令されております。課によっては、経験年数の長い職員もおれば、またその反対に、経験が短い職員で構成されてしまう課があるわけでございます。どの課においても、町民の皆さんには、やはり先ほど申しましたように、平等なサービスでなければならないと思っております。能力が低下することはあってはいけませんし、またこれらを、どのような基準を持って人事異動に当たっておられるのか。政策そのものが一時的な場当たり主義ではだめだと、このように思っております。

先日の女子サッカーチームの「なでしこ」を思い出してください。また佐々木監督、澤主将等の活躍で、チーム全体が一丸となり、ワールドカップに優勝、また来年度開催されるロンドンオリンピックアジア地区代表として出場が決まっております。

町長、ここはひとつしっかり方向を向いて、町政運営にぜひともよろしくお願ひしたいと、このように思っております。

また、技術吏員等々でございますが、それらの技術も十分発揮できるような職場、またこの異動について、職員の公募等を取り入れたらどうかと私は思っておりますが、これらについて、町長の考えをお尋ねしておきます。

次でございますが、先日、台風12号が四国に上陸しております。ちょうど今現在、15号がこちらへ向いて、心配もしているわけでございますが、これらの台風におきましては、高気圧に押されてなかなか前へ進むことができず、のろのろ台風で、自転車以下の速度でもあったと思

っておりますし、ちょうど先般、紀伊半島を中心に大きな災害が出ておりました、また亡くなられた方が100名を超えておるといような形で、これら犠牲者等には御冥福をお祈りするものでございます。

これら台風を見てみますと、時間雨量で150ミリ以上降ったところもございまして、連続で見ますと2,000ミリを超えたということも聞いております。びっくりするような雨量でございまして、これらを中心に、また深層崩壊、新しい名前を聞いておりますが、表層から深層崩壊が発生しております、また多くの人工の湖ができてしまったといような形にもなっており、下流区域の皆さんは本当に心配をなされていると思っております。

また、これらにつきましては、台風等々、垂井町も山林は6割近くございまして、ちょうど山の方向が南東を向いておるといような形で、やはり私は、過去を見ますと災害に弱い地域だなあと思っております。30年から40年にかけては、伊勢湾台風とか第二室戸台風、または台風18号等々、こちらに被害を受けておりますが、相川におきますと岩手橋の流失とか、御幸橋の流失、不破中橋、高田橋等々の橋も流失しておりますし、また表佐の石田地区では、相川が決壊したといような形。また、泥川におきまして、柚之木川の合流点で決壊しております。また近いところでは、3年前、梅谷でゲリラ豪雨が発生し、大変な被害をこうむっております。

そのような形で、時間100ミリ等降っておりますと、関係住民の方に避難等々呼びかけても、外の防災無線の放送では聞き取れないと思うわけでございます。ぜひとも室内で聞けるような形の防災ラジオのあっせん、またこれらを助成したらどうかと、このようにも思っております。

また、このような台風災害、土石流等々が出ますと、各施設、砂防河川の上には砂防堰堤、また治山堰堤ができておりますが、どの堰堤を見ても今満杯になっておると、このように思っております。下流区域の土砂災害警戒区域の方々におきましては、非常に心配されているわけでございます。これらの施設を早急に点検していただいて、しゅんせつ工事等々、また県、あるいは県でできる町でもしゅんせつ工事を行っていただき、安心・安全な地域づくりをよろしく願います。

それらについて、町長の考えをお尋ねいたします。以上です。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 11番議員の御質問の1点目、管理職の研修について、私の方から答弁させていただきます。

議員から、職員の資質の向上、それから管理職が近年交代していますので、管理職の研修ということについての御提言をいただいたところでございます。

この管理職に求められる資質というのは、管理統率力、それから決断力、そして調整折衝能力ではないかなあというふうに思います。こういったものを研修するには、専門的な機関での研修等も今費用を使ってやっておるところでございますし、また内部的には、新人研修の折に

講師を務めて、自分の思いを伝えるというようなこと、つまりOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、仕事を通じて研修に努めておるといような形でございます。

また一方で、議会においては常任委員会、それから決算・予算特別委員会において、課長が、またあるいは係長がそういった答弁をするという形の中で訓練をさせておっていただくと、説明をしながらも、職員自身もそれを通じて訓練しておるといのが私の思いでございます。

こういった機会、ことごとくをとらえて資質の向上に努めていかなければ、今議員がおっしゃいました全体の奉仕者になれないというふうに思っております。こういったことを踏まえて、ぜひ積極的な研修というものをしていきたいと思えます。

また一つ、模擬議会という御提案をいただきました。確かにこれは費用もかからず、内部的な話になりますけれども、どういう形でやるのか、あるいはやり方等もいろいろ研究しなければいけない部分があるかと思えます。考え方としてはおもしろいなと思うところもございすので、ちょっと1回また検討させていただきたいとは思いますが、いずれにしましても、職員の資質の向上においては、やはり日々の努力が必要かと思えます。

そして、「なでしこ」の名前が出ましたけれども、課全体、あるいは係全体でのチームプレーが必要になってくる。お互いが連携し合うという部分、職員には絶えず、報告、連絡、相談、報・連・相、ハウレンソウを重視せよという指導をしておるところでございすけれども、全体として町民の福祉、福利向上のために努めておるところでございす。よろしく願いをしたいというふうに思えます。

また、人事異動につきましては、基本的には3年ぐらいを一つのめどとして、同じところにあまり長くいないような形。ただ、状況によりましては、もう少し長くおるところもございす。しかしながら、やはり今おっしゃいましたように、一つの仕事を進めていく上で、大所高所に立って適材適所の配置とは言いつつも、やはりずうっと同じというわけにもいきません。絶えず動いていくというのが公務員の一つの宿命でもございす。その動いたところにおいて、今言いましたOJTを働かせながら、自分の資質をさらに高めていく、それがよりよい奉仕につながっていくのではないかというふうに思っております。

技術吏員というお話がございましたが、これは平成18年度の法改正におきまして、町の補助機関としての職員へ一本化するということで、現在は技術吏員、事務吏員という形の言葉は使っておりません。当然に、職員一本でございすので、技術を持った者も、その技術に関係ないところに派遣することもございす。議員がおっしゃいました、その技術を生かした適正というお話もございましたが、やはり技術を生かすにはより広い視野、そしていろんな折衝能力が求められる。私は、特に企画力等がこれから職員には必要になってくると思えます。そういったものを、その技術だけにとられるのではなく、いろんな分野に出ていくことによってその技術がさらに生かされる部分が出てくると思えます。そういったことも踏まえて、適材適所で職員を配置していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

台風12号に学ぶ点につきましては、それぞれ担当から答弁させますので、よろしく願いい

たします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 11番議員の第2点目、台風12号に学ぶもの、そのうちの第1点目の防災ラジオに助成・あっせんをといたお尋ねでございます。

防災ラジオにつきましては、現在、簡易型の戸別受信機として自治会長さんを初め議員の皆様、そしてまた町長初め私ども各課長等に貸与・設置しておるところでございます。今後、防災ラジオを含めて、戸別受信機の導入につきましては、多額の費用を要するといったこともございますので、財政当局と十分調整を行っていかねばならない案件でございます。

過日、常任委員会でもお話をさせていただきましたが、まずは防災行政無線施設基本構想に基づきまして、今定例会でも一部補正予算をお願いいたしておりますが、電波伝搬実験を早急に実施いたしまして、ハード、ソフトの両側面から垂井町に最もふさわしい防災行政無線システムの方針を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

したがいまして、御提言の件につきましては、方針を決定していく過程において、戸別受信機の導入や、あるいはメールの配信等、垂井町でその構築が果たして可能なのかどうかといったことも検討していかねばならない課題であると考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 11番議員の御質問のうち、2点目の土石流の防止施設点検につきまして、お答えをさせていただきます。

町内には、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、区域指定されている溪流が38カ所ございます。災害の未然防止、人命保護の立場から、砂防堰堤などが整備されておるところでございます。

砂防堰堤内の土砂のしゅんせつにつきましては、毎年、県に対する要望により依頼をしているところでございます。本年も一部実施をされておりますけれども、しゅんせつ土砂の置き場につきましては、原則、町内で確保することになっております。町報でも、造成用として土砂提供のお知らせをしているところでございますけれども、思うように用地確保できていない状況でございます。

しかし、堆積が進むようでは災害の恐れが出てまいりますので、早急な対応が必要になってまいります。今後も、安全・安心確保のため、状況を随時確認しながら、継続して要望してまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいた上、発言をさせて

いただきます。

私の方からは大きく2点、まず1点目は、エコ住宅補助金についてと題して質問をさせていただきます。

3月に起きました東日本大震災による福島原発の事故を機に、脱原発が大きくクローズアップされ、原子力に頼らないエネルギー政策が求められております。太陽光、風・水力、地熱など、再生可能なエネルギーに注目が集まっております。また、今夏は各地域の電力会社の電力需要が天気予報の中で報道されました。これまでになかったことであり、節電、省エネを一部企業だけではなく国民一人ひとりに呼びかけて、電力需要が供給を上回らないように促す意図があったと思います。

さて、こうした状況を予測したわけではないですが、本町も今年度より太陽光発電に対する補助金がスタートしました。以前、私が行った一般質問を受けて、このタイミングでスタートしたことに感謝しております。また、エコ住宅に対する関心は、国の住宅エコポイント制度が期間を残し7月末に終了したことから、国民の関心が高かった政策となっています。さらに、ことし7月、当時の玄葉前国家戦略担当相は、省エネを政策的に誘導するために、ことし3月に終了した家電エコポイントの復活を検討するとの発言もございました。

このように、国民が省エネに高い関心のある今、我が垂井町に、いち早く省エネとなるエコ住宅の増改築に補助金を出すことを検討する時期にあると思っております。大震災以降、日本全体の景気は落ち込み、地方経済はリーマンショックの立ち直りの兆しが見えないまま、今回の震災の影響により、さらなる景気の落ち込みに襲われました。また、製造業の多いこの地域では、このところの円高によって追い打ちがかり、大変厳しい状況下にあります。

これらを踏まえ、私の提案に入りますが、そもそも住宅関連業界はすそ野が広く、垂井町商工会においても工業建設部会の多くが住宅関連業者であり、エコ住宅に対する補助金はかなりの効果が期待されます。エコ住宅の定義をどうするのか、今後の検討を要しますが、国の住宅エコポイントを参考にしながら、多岐にわたる業種を考えていく必要があります。住宅エコポイントでは、ガラスや窓枠を交換し、遮熱性を高め冷暖房効率をよくする製品の取りかえ工事や、断熱材を外壁や天井に用いることにより断熱効果を高める工事、太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽などが含まれておりました。

これらの工事と一体的に行うことにより、バリアフリーをその対象とすれば、住民への関心はさらに高まります。そのほかにも、現在、東京都で多く採用されている省エネルギー機器導入助成の対象となる反射遮熱塗料なども含めて考える必要があると思います。また、本町で今年度より実施している太陽光も継続して行ってまいらなければならないと思っております。

ここから、さらなる提案となりますが、この補助金の効果を幅広く、町内の住宅関連業者だけにとどめず、さらに商業者にも還元されるものにしなければなりません。エコ住宅の施工業者は、もちろん垂井町内業者に限ります。その請負金額の一定割合を補助金といたします。当然、限度額も設けて設定をいたします。本年度実施しておりますプレミアム商品券を商工会に

発行していただき、補助金額分の商品券を垂井町が買い上げをして、申請者から算定された金額をその商品券で補助金として支払います。申請者は、この商品券を取扱店となる垂井町商工会員の登録店で買い物をしていただくことによって、町内の住宅関連業者にも、また商業者にもその効果が享受できるものとなります。これまでプレミアム商品券にあまり関心のなかった住宅関連業者にも、商品券の取り扱いに積極的になり、今後、同様の事業にも参加協力が期待できます。このような新たな取り組みは、町内の商工会員に活力を与える施策として期待できると確信しております。

私の今申し上げました御提案をどのように考えておられるのか、中川町長に所見を伺います。

もう1点、観光施策について。これは前回、私、質問をしておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

中山道垂井宿が、飛騨・美濃じまん「じまんの原石」に認定され、垂井宿にぎわい推進協議会が観光交流事業を今まさに展開しようとしているところであります。垂井宿ににぎわいを創出するために、街道筋の景観を現状以上となるような、またにぎわっていた当時をほうふつとさせるような景観にするための景観条例の策定に入る準備を行う考えがあるのか、担当課長並びに町長に伺います。

もう1点、今後、垂井宿かいはいのにぎわいを少しでも取り戻すために、現在空き店舗となっているところの対策について、どのような考えをお持ちなのか、この点についても担当課と町長にお伺いをいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 5番議員からの大きな二つの質問がございました。

エコ住宅補助金、並びに観光施策についてということで、その中のまず一つ目でございますエコ住宅補助金についてお話をさせていただきたいと思います。

今年度、プレミアム商品券発行事業につきましては、個人消費の喚起を促し、町内商工業者の振興を図るため、町の商工会がプレミアム商品券1万セット、1億1,000万円を販売することとしまして、8月7日から発売開始をし同月29日に完売いたしました。平成21年度はプレミアム分が全額補助であったことに対しまして、今回は10分の9ということで、商工会並びに事業者の方々に御負担をいただいているところでございます。今回のプレミアム商品券取り扱いにつきましては、大型店舗2店、一般小売店が139店舗ありまして、そのうち住宅関連業者につきましては25店舗ございました。議員言われるように、エコ住宅補助金となれば、住宅関連業者のかかわり合いがふえていきますので、プレミアム商品券への関心、また振興につながることも考えております。

町はこれまで、住宅に関する支援といたしましては、まず住民の生命を守るという部分での補助金を優先してきた経緯があり、介護や耐震改修、並びに、先ほども議員おっしゃられたとおり環境に配慮した太陽光発電の助成制度を設けております。エコ住宅補助金だけをプレミア

ム商品券で対応するという事は、これらの補助金との兼ね合いもございますので、町全体の問題になり、これらの整理、検証が必要になってくると存じます。また、耐震や福祉といった明確な目的であれば、公的な助成制度の支援も可能であります。

今後は、補助金の効果の検証や、プレミアム商品券で対応する妥当性について十分検討していきたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、2点目の観光施策ということでの御質問についてお答えをさせていただきますが、垂井宿ににぎわいを創出するために、便利な場所、楽しい場所であることが望まれます。

楽しい場所を創出することは、公共の道路とか施設、個人の家屋や看板などなどが連携をして、楽しい空間をつくるというものであり、そのためには、今までそこで暮らし、これからもそこで暮らす人たちの気持ちを大切にすべきと考えております。

垂井宿にぎわい推進協議会は、人が集まる魅力的な場所の実現や、何度も訪れたいくなる環境の整備、言いかえれば、おもてなしを行う新しい垂井宿として生まれ変わることを目的に活動され、本年7月に空き店舗を利用して事務所を開設し、六斎市や観光案内人の講座を開設するなど、積極的に活動していただいている状況であります。しかし、事務所のネーミングだとか、路地・坂道の命名募集など、住民の皆様を巻き込んでという活動を行っておりますが、応募が少なく、なかなか地域の住民の方々の関心が薄いというのも見受けられます。

今回、議員の提案されています景観条例につきましても、昔の宿場風に格子が連続する景観はすばらしいものがあると思いますが、現在の住環境を考えますと、リフォームよりも現代風の家への建てかえを希望される方がおられるのも現状であります。実際暮らしておられる住民の方々の理解、協力なくしてはできるものではございません。

行政主導で行うものではなく、地域住民が一体となり、垂井宿をにぎわいのある、町外から人々が来ていただける空間づくりを目指していく機運の高まりを期待するものでございます。県や町におきましても、この推進協議会のオブザーバーとなっており、協議会の情報を密にして、側面的に支援していきたいと考えております。

また、空き店舗対策につきましても、景観対策と同様に、地域の機運の盛り上がりとあわせて推進していきたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 賢明な回答、ありがとうございました。

しかし、もう一步踏み込んだところで、まずエコ住宅についてですけれども、やはり幅広く町民の方がエコ、いわゆる省エネに対する考え方をどう持っていただくかということは国民的な流れでもあります。この点について、僕はおろそかにするべきではないというふうに考えておりますし、国の施策をフォローするような形で追随するものでもなく、しっかりとしたビジョンを持った上で、環境対策について努めていただくための一つの補助金というふうに思っておりますし、またもう一方では、商品券でそれを還元するという事は、やはり商業者にとっ

て、また住民一人ひとりにとっても大きな意味があるかというふうに思っておりますので、その点は何とぞ御理解をいただき、もう少ししっかりとした返答をいただきたいというふうに思っております。

もう1点、観光の方についてですけれども、常に住民がという言葉が聞かれます。その住民を誘導する施策というものをしっかりと打たなければ、やはり垂井町の観光は成り立っていかないのではないかというふうに考えております。

この点について、いろんな意味で観光のビジョンというものをはっきりと示していただき、住民にどのように考えていただくのか、そうした石を投げかける、そうした施策も本当は必要ではないかというふうに思っておりますので、観光ビジョンについて、町長の思い等も聞かせていただければ、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 5番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点について、それぞれ御意見があったわけでございますけれども、最初、質問の通告をいただいたときに、正直言って非常に理解に苦しみました。どういう制度を構築しようとおされておるのか、ちょっとわかりづらいところございました。

論点をいろいろ整理してみますと、一つには、エコ住宅と言われる住宅補助の部分、そしてもう一つは、プレミアム商品券の販路の拡大に住宅関連業者を巻き込んでいきたい、ふやしていきたいと、その二つを重ねたものが今回の提案ではないかなあというふうに思いました。

それで、それぞれ考えてみますと、まずプレミアム商品券の参加につきましては、当然、町が前回までは100%、今回は90%ということで補助を出しておりますけれども、基本的に小売等が中心になってくる。その中でも、例えば簡単なリフォームでありますとか、そういった部分は恐らく使える。ですから、これは商工会が建設業者の方々にそういった利点をうまく伝えることが拡大につながっていく部分があるのではないかなあというふうに思います。そういった部分で、プレミアム商品券と先ほど担当課長が申しましたけれども、エコ住宅の補助というものと一緒にするのではなくて、やはりプレミアムはプレミアムとして、一つのやり方をもっともって研究していく必要があるのではないかなと思います。

一方で、エコ住宅に関しては、つい最近の報道では家電エコポイント、それから住宅エコポイントが国の3次補正に盛り込まれるというような方向の話が出ております。こういったことも踏まえて、今議員がおっしゃいましたように、国民の関心は今エコという部分に向いておる状況の中で、どう取り組んでいくかということも大事かと思います。

ただ、かつて申しましたように、一般的なるリフォームに関しましては、やはりこれは個人の資産を高めていく、その部分とエコをどうマッチングさせていくかというのは非常に難しいところがあるんですが、今まで申しましたように、一般的なるリフォームにおいては、個人の資産をどんどんよくしていくと。その個人の資産の形成に税金を投入していくのがいかなものか

ということもお答えをしてきたところでございます。そこら辺を加味しながら、国の制度等も研究しながら、エコというものにどう取り組んでいくかというのはこれからの研究課題であると思いますので、今ここで明確にその回答が出せるものではないというふうには思いますけれども、問題提起をしていただきましたので、検討する機会をいただいたというふうに思っております。

それから、観光につきましては、これも今まで申しておるとおり、やはりそこに住む人がいかにかわかっていくか、これを抜きにして観光というものはあり得ないというふうに思います。行政が幾ら旗を振っても、そこに住む人が知らぬ顔の半兵衛さんでは全く物事は進んでいきません。誘導というお話がございましたけれども、今後、町の景観等については、まちづくり交付金というような制度もございます。こういったものを使いながら、景観等にも少し手をかけていけたらということも思っております。

そのときには、やはり住民の方を巻き込んだ形での施策が必要になってくると思いますし、観光協会も無理を言いまして早瀬さんに協会長を受けていただきました。そういったこともしっかりと連携をとりながら、また活動していくことも必要かというふうに思っております。あらゆる部分の方策を使いながら、一体となって進めていくことが必要でございます。行政だけが単に金を出せばいいという状況の観光ではないというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い2点質問させていただきます。

まず第1点目は、学校における防災教育についてお尋ねをいたします。

今月の3日から4日にかけて日本を縦断した台風12号は、多数の死者・不明者を出した2004年の台風23号に匹敵する台風災害となりました。このことは社会に大きな傷を残すとともに、命の大切さについて考えることとなりました。

私たち大人は、今このような中で、子供たちに何を示すべきなのでありましょうか。痛ましい出来事ではありますが、この状況に学び、大人が率先して対応することではないでしょうか。

ここで、防災教育の大切さについて再度見直す必要があると思われまます。子供のみならず、本町のすべての人々の命を災害から守ることは言うまでもありませんが、まずは学校における防災教育を充実させることにより、子供たちがそれぞれの家庭に持ち帰ることを考えますと、その波及効果は大きいと思われまます。従来も防災訓練を含む防災教育はあったと思われまます、3月11日の東日本大震災や台風12号など、大きな自然災害前後が同様の訓練であったとすると、その取り組みが本気であることを子供たちに伝えることは難しいと言えるでしょう。

そこで御提案申し上げます。東日本大震災の折、釜石の奇跡と呼ばれた事例があります。テレビでも取り上げられておりましたので、御存じの方も多いと思われまます。想定にとらわれない、

状況下において最善を尽くす、率先避難者になるという避難三原則を徹底して教育することにより、岩手県釜石市にある東中学校と隣接する小学校の児童・生徒は、全員が避難し無事だったのであります。また、中学生は、避難先に向かう途中、引率される保育園の子供たちと出会い、手分けして抱えて逃げました。何とも頼もしい限りであります。

そこで、従来の防災教育に加え、地震や災害などについての脅威について考え、命を守る知恵をともに学ぶ、より実践的な教育にすることを御提案申し上げます。それに伴い、今後の学校教育における防災教育の取り組みと、目指す姿についてお尋ねをいたします。

続きまして2点目は、斎場の増設についてお尋ねをいたします。

平成5年に、以前の施設の老朽化に伴い斎場が建設されたわけではありますが、当時を振り返ると、まだ葬儀を自宅でされる方も多く、式場は1ヵ所ですと十分であったと思われます。しかしながら、現在では斎場で葬儀をされる方も多く、また高齢化社会に向かい、斎場の利用者が増加する傾向にあると言えます。

そうした中で、斎場の増設を望む声が多く聞こえてまいります。平成22年の斎場の利用状況ではありますが、火葬炉の使用は258件で、垂井町の斎場の施設を利用して告別式が行われた方は119件です。このことから、約半数の方が他の施設を利用して葬儀が行われていると考えがちですが、その中身を精査する必要があると思われます。

確かに、届け出の時点で斎場があいていても、他の施設を利用される方も見えるでしょう。しかしながら、中には、当日、式場があいていないために他の施設を利用した方の数も含まれているはずであります。数字がすべてを語るわけではなく、その数字の中身に目を向けるべきではないでしょうか。そのために必要なのは、町民の皆様との対話であると言えます。だれもが一度はかかわる斎場の利便性に対して、いま一度広く意見を求めることが必要であります。平成19年度の行政改革により、民間委託が進んでいることも事実であります。まずは斎場の貸し館の部分だけであっても、費用を抑えることができれば、人生の円熟期に向かい、安心される方も多いのではないのでしょうか。

このことを踏まえ、改めてお尋ねいたします。斎場の増設について、住民の意見を求めるなど、前向きなお考えはおありでしょうか。

以上、2点についてお尋ねし、私の質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 1番議員の、学校におけます防災教育についてのお答えをさせていただきます。

御指摘のように、3月11日の東日本大震災や、台風12号の大きな自然災害を教訓といたしました学校教育におけます防災教育のあり方について、今問われておるわけでございます。

まず大きな1点目といたしましては、想定にとられないことについてでございます。一つには、大規模災害に備えて教育委員会は、東日本大震災や台風12号に匹敵するような大規模災

害を含め想定を広げてまいりました。各学校の防災計画及び災害対策マニュアルの改善と、命を守る訓練の実施を各幼稚園及び小・中学校に指導してまいりました。

具体的には、東南海地震及び関ヶ原断層によります地震、震度5程度から震度7以上の想定や、局地的な集中豪雨による相川等の堤防の決壊、町内にあるため池の決壊などの想定でございます。

二つ目には、災害が発生する時間帯の見直しでございます。具体的には、児童・生徒が登下校中、学校にいるとき、あるいは在宅時における避難の仕方について確認をいたしました。原則として、登校中は、学校または近くの避難所に、下校中は、自宅または近くの避難所に向かうようにしております。

三つ目には、幼稚園及び学校が避難所になるときの避難者の対応の訓練でございます。これは、具体的には町内の幼稚園及び小・中学校が避難所になったときのマニュアルの見直しでございます。地域やPTAと連携をした合同訓練の実施や、町の災害対策本部との連絡方法の確認、さらには避難所におきます教職員の役割分担等の確認をいたしました。

次に、大きな二つ目といたしまして、状況下において最善を尽くすということでございます。

これは一つ目には、自分の命は自分で守る、地域のことは地域で守ることを大前提としながら、幼児及び児童・生徒の生命を守るため、大規模災害に備えた命を守る訓練の実施をしております。

具体的には、大震災による堤防の決壊などによる避難場所の確認ですとか、あるいはPTAと合同で行う保護者への引き渡しの訓練、さらには幼稚園及び小・中学校が避難所となった場合、避難者名簿の作成、あるいは親と子の安否の確認の仕方、また親と子で避難経路の危険箇所の確認等でございます。二つ目には、災害時に子供たち自身が自分で考え、判断し、行動できる力をつけることも大切だと考えております。

東日本大震災や台風12号の報道を通して、いつ災害が起こるかわからない中で、自分には何ができるのかを考え、話し合う場を設けました。危機意識をさらに高めるために、今、命を守るためにはどのように避難すればよいか、避難する際に注意することは何かを、子供たち自身が話し合うことを行っております。

二つ目には、幼稚園及び小・中学校が同時に合同訓練を行うことや、登下校時に中学生が小学生や幼稚園児を誘導する訓練の実施を検討しているところでございますので、御理解を賜りますよう、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 1番議員の第2点目の御質問の、垂井町斎場の増設についてお答えをいたします。

垂井町斎場の火葬の実績を見てもみますと、平成19年度の284件を最高に、年々減少傾向にあります。

さて、平成22年度では、議員もおっしゃってみえましたように、火葬炉の使用件数は258件で、このうち垂井町斎場の式場を利用して告別式を行われた方は119件の約半数でございました。残りの139件につきましては、他の施設を利用されたわけですが、届け出の時点で斎場があいておりまして、他の施設を使われた方が102件ございました。どちらとも判別できない方が37件ありますけれども、通常、斎場を使用される方は届け出と同時か、その前に、役場の方に斎場があいておるかどうかの問い合わせがございますが、その問い合わせ状況から推測しましても、数としては多くないものと思われまます。

また、斎場の利用率を見てみますと、友引に告別式を行われる方がまずありませんので、その分を差し引きましても年間約300日のうち119件で、約4割弱となっております。これは近年、近隣の方々にお手伝いをお願いする煩わしさや、葬祭業者のサービスが行き届いていることなども原因であるかと思ひます。

こうしたことから、まだまだ施設に余裕がある状況での増設には、昨今の厳しい町財政状況からも、直ちに斎場を増設することは困難であろうかと思ひます。斎場の増設についての御要望がありました折には、こうした現状を十分に御説明する中で御理解を求めていきますので、今のところ、特に住民の皆様には御意見を求めていくといった考えはございません。

いずれにいたしましても、現在の施設が皆様に使い勝手のよい施設となりますよう、施設整備も行いながら、利便性の向上を目指して取り組んでまいりたいと思ひますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 斎場建設に若干消極的な発言がございましたけれども、再度申し上げますが、これは多くの住民の皆さんの声であります。

私は先ほどの質問の中で、数字の中身に目をつけるべきだと。そのためには町民の皆さんとの対話が必要であるというふうに申し上げましたけれども、斎場の問題だけではございません。いろいろな町民の皆さんの希望、要望を町長みずからがお聞きになる姿勢を示されるべきだと思いますが、そのところをもう一度、町長にお伺いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

多くの住民の声があるというお話でございましたけれども、利用状況は事実のとおりでございます。数字が示しておる部分がまさにそのとおりかというふうに思ひます。

そして一つ、住民の声を聞くということで思い出しますのが、この斎場を建設されたのは、当時の田中元町長でございました。そのときに、議員の最初のお話の中にもありましたけれど

も、まだ当時は斎場でやるということがなかなかなくて、一般の家庭とか施設を使っていたということがありましたが、当時の町長にかけられた言葉は、こんなものを建てやがって、最初に入るのはおまえやと言われて、非常に苦しんだというお話を伺ったことがあります。

翻って、今は斎場がやはり皆さんにとってなくてはならない施設になっております。住民の方に声を聞けば、あるがいいか、ないがいいかと聞けば、当然にあるがいいという答えが返ってくるに決まっておると私は思います。ですが、そういったときに、町の財政状況、あるいは利用状況を考えたときに、現実に利用率が4割以下、あるいはあいておっても使われない方が100件以上あるというような状況もございます。そういったことを踏まえて、今後の斎場運営も考えていかなければいけないと思います。

ただ、課長が最後に申しましたように、今後、斎場を少しでも使いやすくする改造等も含めての話になりますけれども、そういうことは必要になってくるかなあというふうに思っております。

先ほど2番議員も祭壇の話がございましたけれども、祭壇があればすべてよしということではなくて、斎場全体のセレモニーホール、あるいは葬儀式場の全体の構想として、少しでも使いやすい状況を提供していくのがサービスの大きなねらいになるというふうに思っておりますので、増設については今のところ特に考えておりませんので、よろしく御理解賜りたいというふうに思います。

議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

9番 栗田利朗君。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。住宅政策について。

現在、垂井町の町営住宅の管理戸数は、駒引30戸、10月1日からは25戸ということですが。比女9戸、梅谷32戸、永長32戸、葉生32戸、河原道48戸、むつみ4戸、野庵48戸となっています。昭和40年代から50年代に建てられた住宅であります。一番新しく建て直された野庵住宅も、平成3年から4年で、もう20年近い月日がたっています。

平成22年度の決算で、住宅管理費は3,324万5,185円となっています。その中で、町営住宅維持補修費は1,794万2,381円であります。修理・修繕に多額の費用がかかる原因はどこにあると思われますか。建物が古く、月日がたっているからでしょうか。また、野庵住宅の浄化槽は、建設計画戸数128戸に基づき499人槽が設置されているが、現在の建設戸数は48戸であり、入居者の負担が過大になっている。よって、浄化槽の維持管理費及び電気料のうち、未建設戸数80

戸相当額を助成するとなっていて、毎年、浄化槽維持管理費助成金201万9,562円、電気料助成金58万7,603円を垂井町は助成していますが、今後どのようになされていけますか、お尋ねします。

住宅使用料、家賃についても、収入額5,147万6,935円で、収入未済額、滞納額1,027万8,683円となっています。収入未済額について、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

空き家も、被災者用住宅3戸を除くと20戸あると聞いていますが、今後の空き家対策の見通しをお聞かせください。

町営住宅を新しく建て直す予定、計画などはありますか、お尋ねします。

民間企業、民間業者がたくさん分譲住宅を建設しているので、垂井町はお金を投資してまでも住宅政策に力を入れる必要はないとお考えでしょうか。私は、行政が住宅政策に力を入れないと、偏った地区に住宅が集中する可能性が大であり、小学校校区の児童数のバランスがますますとれなくなり、教室が不足する小学校もあり、また将来児童数が減り、廃校のおそれが出てくる可能性の学校も今後あると思われます。特に、市街化調整区域、栗原、岩手地区の住民の皆様は、将来を大変心配されています。校区の児童数のバランスは、どのようなお考えをお持ちでしょうか。岩手地区においても、昭和40年代に南長畑、南漆原に住宅政策を打っていただき、住宅がふえた経緯があります。南新井の分譲地のように、垂井町の遊休地を持っているよりも、活用して住宅政策に力を入れる考えはありますか。垂井町にはまだまだ分譲住宅を建設できる遊休地があると思われますが、いかがでしょうか。もちろん、住宅政策には働く場所づくりが大切であり、働くところがなければ人は住まない。だから企業誘致も大事なことであります。一体となって考えてください。

今後の住宅政策についての中川町長の考えをお伺いします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 9番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

前段で、町営住宅、あるいは管理状況等がございますが、この部分は、後ほど担当から補足をさせていただきます。

今後の住宅施策の部分について、私の所見を述べさせていただけたらというふうに思ひます。

まず議員が御心配の、市街化調整区域の部分であります。垂井町は都市計画を打っておりまして、市街化区域、市街化調整区域、2線引きというふうに種類があるわけがございますけれども、市街化区域は市街化を促進するところ、市街化調整区域は市街化を抑制する地域となっております。これによって、市街化調整区域に建物を建てたり住宅を建てたりするのが非常に難しい、制約がいっぱいあるという状況にあります。これを解消するには、現に岩手地区の南長畑、南漆原の住宅の話をされましたけれども、南漆原にあってはこの制度線引きの前に建てられたものでありますし、南長畑は県の住宅供給公社の建築によって行ったものであります。

今後、市街化調整区域に建築を進めるに当たっては、やはりいろんな手段があろうかと思いますが、今言った県の住宅供給公社については、昨今のいろんな状況から、県もなかなか腰を上げない状況にあります。100%町が持つという形の中での事業展開が望まれているようなところで、なかなかそれは難しい話がございます。ほかには、今までも議員が研修に行かれた地域もありますけれども、優良田園住宅の構想、あるいは圃場整備をやることによってその余剰地を住宅に充てるというふうな構想がございますが、こういったものを取り入れながら、調整区域においては住宅を考えていかなければならないのかなあというふうに思います。

一方で、市街化区域においては、昨今道路等を整備することによって住宅を建てやすくする、あるいは未利用地に道路を通すことによって住宅を建てやすくする。これは一般の業者の方もやっておられますし、町としても、道路をつけることによって、率先してそういった場所を提供していく施策をとっておるところでございます。

これにおいて、調整区域と市街化区域の差というものが当然出てくるわけでありましてけれども、バランスという言葉をおっしゃいましたけれども、町として調整区域を積極的に市街化から持っていくということはできませんので、今の調整区域の中で、いかにこれを維持していくかということにつながってくるかと思えます。調整区域があります岩手地区、栗原地区においては、それぞれ地域のコミュニティーが非常に色濃く、しっかりと活躍してみえるところではありますが、今後もこの地域の核になります地域コミュニティー、いろんな活動がございますけれども、これを積極的に支援することによって、地区から流出を防ぐ、そういった手だても考えていくことも必要なあと。

極端に言えば、町内の市街化の中で、新しく宅地造成されるところに、そういった調整区域の方々の別れ家が建ってくるような状況もあります。町として、全体の人口がふえるのではなくて、戸数がふえていくんですけれども、分家が建っていく、そういったものを少しでも地元で、自分たちのところで跡を継いでいけるような対策ということも考えていく必要があるのかなあということを思っております。そういった形で、調整区域においては今後手を打っていきたいというふうに考えております。

また、市街化区域におきましても、従前進めております施策をしっかりと進める中で、流入人口をふやしていきたいというふうに考えております。これには議員おっしゃいました、働く場、あるいは生活の利便性の確保というものがどうしてもついて回ることでございますので、あわせて取り組んでいきたいと思えます。

一方、町営住宅におきましては、現状、老朽化しておるわけでございますけれども、現状は民間アパート等がたくさん建っております。当然、垂井町は立地のいいところでございますので、そういったアパートにたくさんの方が入っておられる。こういうところに、町があえて今、町営住宅を建て直してということは、今のところ考えておりません。現状の住宅を維持してやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 9番議員の御質問のうち、町営住宅の関係につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず町営住宅維持補修の多額費用原因でございますけれども、議員も申されましたとおり、住宅の多くが築30年以上経過しており、経年劣化しております。当然、施設修繕が必要となってきた状況でございます。昨年度ですと、浄化槽、温水器などの設備機器修繕でありますとか、床、建具などの施設修繕、敷地内フェンスでありますとか駐車場の補修というようなことで対応したという状況でございます。

次に、野庵住宅の浄化槽の維持管理費と電気料の助成についてでございますけれども、町営住宅管理組合助成要綱により、計画建設戸数と現在建設戸数に差異があり、管理組合が負担すべき費用が過大であることにより未建設戸数に当たる額を助成しておりますけれども、処理人槽が現戸数に見合ったものでない現状では、助成はやむを得ないということを考えております。

次に、住宅使用料の収入未済への対応につきましてでございますけれども、滞納者への訪問、電話のほか、状況により督促状、催告書、連帯保証人の協力依頼書を送付しておりますけれども、長期間の未納者で、納付意識に欠け誠意が認められない場合については、支払い命令の申し立て等で必要な手続をとってまいります。

また、空き家対策、住宅建てかえにつきましては、先ほど町長が答弁させていただいたところでございますけれども、現在、年4回ほど公募を行っております。最近は、申込者が少ない状況が続いております。場合によっては、申込者の方がどなたもないというようなこともございます。

しかし、今後は引き続き募集の方もしてまいりますし、適正な住宅の維持管理に努める中で、住宅事情、将来予測を踏まえた住宅需要推計など、長期的な視点に立ちながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 9番 栗田利朗君。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 再質問を少しさせていただきます。

私は5年前、平成18年12月の一般質問でも、町営住宅について質問しました。そのときの答弁も、現状のままで新築の予定はないと、住宅の建てやすい環境をつくるという中川町長の答弁でした。5年たっても同じことだったと感じました。

それから、住宅の維持補修費の一番多くかかっている住宅はどこですかということで再質問させていただきます。

それと、梅谷住宅は空き家戸数が10戸あり、そのうち被災者用を1戸用意してあると聞いていますが、梅谷住宅は7棟からできています。これをもし行政が話し合いをされて、もっとまとめたらいかがでしょうか。そうすれば、2棟ぐらいい取り壊しができ、補修費がかからなくなるのではないのでしょうか。

それと、ただいまの町長の発言で、市街化区域、市街化調整区域があるからなかなか難しいというお話でしたけれども、この調整区域を外すというお考えはありませんかということで、これだけを再質問させていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 9番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

都市計画を廃止してはどうかということでございますが、前にもこの御質問をいただいたところでございます。廃止するには、非常にハードルが高い。今、大垣都市計画区域で行動をしておりますので、大垣、神戸、垂井、安八と四つで構成してあるんですけれども、そこから一つ抜けるのは、非常にまたハードルが高い状況でございます。

それともう1点、現実に宮崎県の都城市だと思いますが、かつて都市計画を打って、廃止したところがございます。その現状を、かつてそういった質問があったときにインターネットで調べましたけれど、廃止して都市景観がかなりぼろぼろになってきた。ぼろぼろという言葉は適切かどうかわかりませんが、混乱を来しておる現状にあるという現状もでございます。

やはり、都市計画を持ってまちづくりを進めてきたものを一たん外すとなると、それにかわるしっかりした計画を打たなければなりませんし、今の都市計画で進めてきたまちづくりというものを根底から否定することにもなりかねません。そこら辺は慎重な判断が必要かというふうに理解をしております。

議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 9番議員の再質問の関係でございます。

修繕の状況でございますけれども、昨年度、修繕が約800万円ほどございました。このうち、入居しておられる方が退居された場合には、その施設の中で取りかえ修繕等が必要なところについては行っていただくわけでございますけれども、昨年は14件の退居がございまして、それに伴う修繕が225万円ございました。この分につきましては、御本人さんが入居されたときに敷金を3ヵ月分いただきますけれども、その敷金充当と、その差額分につきましては御本人さん負担ということになりますので、225万円全額御本人さんから出していただいたという状況でございます。

あと、工事請負の方も維持管理が必要になってまいりますけれども、昨年度は、工事関係では760万円ほど支出をいたしました。この中では、永長町営住宅の下水接続工事を行いました。あと、河原道住宅とか葉生町営住宅の高架水槽補修等にも費用を使ったというような状況でございます。

あと住宅ごとの修繕でございますけれども、押しなべて全体的な修繕を各町営住宅で行っております。最近、新しいところでは野庵住宅が一番新しい住宅でございますけれども、野庵住宅におきましても、温水器修繕でありますとか、あるいは電気器具修繕でありますとか駐車場

修繕ということで行っておりますので、平均して各住宅の方は修繕を行っておるという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

梅谷町営住宅の関係でございますけれども、部分的な扱ひというのは、今現在、私が知る限りにおいては難しいような状況だと認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま議長の許可がございましたので、通告に従ひまして、大きく2点について質問させていただきます。

まず初めにですけれども、ごみの分別による資源対策についてまずお尋ねいたします。

一般に、御承知のように、家庭から排出されるごみといひましても、大変多種多様でございます。燃えるごみから、不燃、それから粗大ごみということで、大変幅広いものがございます。また、瓶、缶、レジ袋、ペットボトルのように、容器包装関連のごみとして法的に規制されているものもございますし、またエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、4品目については廃家電法ということで、積極的にリサイクルが法律によりまして進められております。特に廃家電製品につきましては、鉄、アルミ、ガラスなど有用な資源が含まれておりまして、こうした資源化が進んでおるところでございます。

一方で、廃棄物の処分場も大変残余年数が逼迫しておるということで、ごみの減量化、あるいはこうしたごみの分別リサイクルというのが大変重要な課題となっております。まさにごみも捨てればただのごみ、分別すれば資源であります。家庭から排出されるごみの処理処分は、当然市町村の責務として、ほとんどの市町村では、可燃性のごみは減量化を図るために焼却処分、焼却灰を埋立処分しているのが現状でございます。

垂井町におきましても同様に焼却処分されているところでございます。その一方で、この焼却した灰の埋立処分場ということも大変確保が困難というような近年の状況にあり、こうした灰の埋立処分地の残余年数も逼迫しているという現状がございます。

第5次総の中で、町のまちづくりの柱4の地球環境の現状と課題という中でも、ごみの細分化による分別を推進し、自然との共生と循環型社会の構築を目指すというふうにしております。本町におきましても、こうした現状の中、ごみをいかに減量化するか、重要な課題でございます。担当課におかれましては、広報を通じ、ごみの分別収集、資源化について積極的に取り組まれていると承知しているところでございます。特に、昨年度からは廃棄物の減量等推進員を各自治会に配置されるような体制強化を図られたり、またリサイクル体験広場ということの実施により、大変積極的に進められているところと認識しております。

また、「広報たるい」によりまして、可燃ごみの排出量は、平成20年度で約7,800トン、平成21年度7,600トン、平成22年度7,300トンとなっております。また、不燃ごみでも、平成20年度890トン、平成21年度760トン、平成22年度670トンと減少の傾向にございます。こうしたごみの減量化を進められている中で、それなりの成果というものが出てきているかと思ひます。

一方、ごみステーションの回収におきまして、特に可燃ごみ中、生ごみの混入率が45%と極めて高い実態がございます。平成22年度ベースで試算しますと1,900トンにも上るということで、かなりの割合を占める結果となっております。特に、生ごみは水分が約8割と大変水分が多いわけございまして、その水分を蒸発させるのにも大変なエネルギーを必要とするかと思えます。逆に、生ごみの堆肥化ということになれば、大変有効利用も図れますし、生ごみの削減ということで、大変再資源化という意味では有効な方法かと思われま。

そんな中で、生ごみ処理機の設置補助金によって、自家処理の推進やら生ごみ処理バケツの講習会、あるいは生ごみ減量モデル地区、モデル団体の募集など、生ごみの減量化、あるいは堆肥化に向けての施策の取り組みも積極的に進められておるところかと思えます。そうした中におきまして、ごみ減量化に向けての、さらに強力で進捗していただきたい観点から伺いたいと思えます。

一つ目ですけれども、現在、生ごみ処理補助金について、過去からの制度利用の件数、あるいは金額ベースでどの程度の実績があるのかということ。それから、生ごみの講習会を開いておられますけれども、そうした成果について伺いたいたいと思えます。

それから、二つ目ですけれども、現在進めておられます生ごみ減量モデル団体への参加協力についてでございますけれども、こうした従来まで補助金を利用された方々への呼びかけがどうなっているのか、あるいは生ごみの処理の講習会に参加された方への協力依頼というようなことを進められているのかということです。つまりは、この補助金からいわゆる生ごみの減量化に向けての施策の一貫性を保つ上でも、非常にこうしたモデル団体への参加協力というのは有効だと考えられますがいかがでしょうか、伺います。

次に、ごみ減量化推進施策の目玉と言ってもよいエコパーク整備事業のドーム公園の設計業務が、本格的に本年度から予算化され、設計段階に入っております。

エコパークに整備されるエコドームが、ごみ減量化推進施策の拠点として位置づけられるものと考えられます。現在進められておりますリサイクル体験広場の延長線上にこのエコドームがあるのではないかと思います。それについて、次の点について伺いたいたいと思えます。

一つ目、現在、家電リサイクル法で、四つの品目が法によって回収されておるわけですが、この家電リサイクル法で回収されていない使用済みの小型電気・電子機器、例えば炊飯器、ポット、電子計算機、時計、カメラ、CD、MDといったようなものは、比較的不燃物として廃棄されている状況ではないかと思われま。これらの小型電気・電子機器につきまして、使用金属にレアメタルが含まれておるとして、現在、国の方でも循環型社会形成推進のため、リサイクルの検討を進めておると聞いております。今後、こうした小型電気・電子機器の品目について、エコドームでのリサイクル対象として、種別をふやしてはどうかということでございます。こうした品目をふやし、先駆的にぜひ取り組んでいただきたいという御提案でございます。

また、生ごみ減量モデル地区の募集など、モデル団体と同様に、ごみ減量化に向けて施策を

進められておるところでございますが、このエコドーム周辺の方々にそうした減量のモデル地域としての協力要請、あるいは以前にも同僚議員の方からも御提案があったと聞いておりますけれども、小型の生ごみ処理機の設置など、比較的臭気が出ないような機械も最近では出ておると聞いておりますので、検討はされているのかということでございます。

また、エコパークでのいわゆる風力、太陽光、再生エネルギーの活用などで街路灯に用いるとか、いろいろな環境学習の体験できる場としての総合的な施設というお考えはどうかということで、あわせて伺いたいというふうに思います。

大きな2点目でございますけれども、先ほどから同僚議員の方からも出ておりますけれども、台風12号の影響ということで、紀伊半島では家屋の浸水、土砂災害ということで大変甚大な被害に見舞われました。16日時点では、死者・行方不明者が94名と報道されておまして、また近畿地方の整備局によりますと、土砂の崩落による河川の閉塞箇所が17カ所に及び、そのうち5カ所がせきとめ湖となっているという状況でございます。また、今、台風15号が接近しているという折、2次災害が大変心配されるところでございます。改めまして、亡くなられた方の御冥福を祈り、被災者の皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りするものでございます。

こうした、いつ、どこで大災害が発生してもおかしくない我が国の状況でございますが、事前の備えが大変重要と考えられます。こうした中で、去る6月9日、泥川に逆水樋門が完成いたしましたして、その祝う会が垂井町、大垣市、養老町の関係者を交えて開催されました。過去には、垂井町南部におきまして、豪雨による家屋、道路、田畑の浸水がたびたびございました。この泥川逆流水門の完成によりまして、今後の被害が軽減されるものと大変期待しているところでございます。この水門の完成に至るまで、大変御尽力いただきました関係者の方々に、改めて感謝申し上げます次第でございます。

さて、先日の台風12号におきまして、幸いにして大した被害はなかったと聞いておりますけれども、今回、泥川における逆流水門の稼働状況はどうであったかということと、また豪雨時における逆流水門の運用マニュアルはどのようなものなのかということをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 4番議員の第1点目の御質問の、ごみの分別による資源化対策についてお答えをいたします。

最初に、生ごみ処理機によるごみ減量化の御質問の中で、生ごみ処理機設置補助金の過去の制度利用の件数と、金額ベースの実績についてのお尋ねがございましたが、平成16年度から、電気式生ごみ処理機と生ごみ処理容器、コンポストでございますが、これらについて補助事業を実施し、平成21年度から生ごみ処理バケツも補助対象としたところでございます。

制度利用件数としましては、電気式生ごみ処理機が636件、生ごみ処理容器が75件、生ごみ

処理バケツが35件となっております。また、金額ベースでは、これらの補助金の合計が1,881万2,100円でございます。また、生ごみ処理バケツ講習会への参加状況でございますが、6月30日は21名の参加、8月25日は14名の参加でございました。

次に、生ごみ減量化モデル団体への参加協力につきましては、広報8月号で生ごみ減量モデル地区、モデル団体を募集しましたが、現在のところ参加の申し込みはございません。今後、議員御提案のように、生ごみ処理機の設置者、生ごみ処理バケツ講習会への参加者、または廃棄物減量等推進員に対しまして、参加の声をかけを実施していきたいと考えております。

次に、エコパーク整備事業におけるごみ資源化推進施策でございますが、エコドームでのリサイクル対象として、使用済み小型電気・電子機器の回収でございます。

現在、小型家電は不燃物として回収し、西南濃粗大廃棄物処理センターで破碎されまして、金属として、鉄、アルミ、あとは不燃物と可燃物に分別して処理されておりますが、レアメタルの分別は行われておりません。

議員お話しのように、国においては小型家電のリサイクル制度の創設に向けて取り組まれておりますが、まだまだ課題は多いようでございます。しかし、この制度の創設によりまして回収体制が構築され、受け入れ先が確保されるとともに、コスト面でも対応可能となれば、エコドームでの回収も可能かと考えております。今後の国の動向を見定めてまいりたいと考えております。

また、エコドームでの小型の生ごみ処理機の設置や、エコドームでの街路灯に再生可能なエネルギーの活用など、環境学習ができる総合的な施設にはどうかという御提案でございます。

今年度、クリーンセンターに小型の生ごみ処理機を実験導入し、生ごみ処理の検証材料にしたいといったことを検討しております。これは生ごみ処理にかかります協力地区や団体を募集し、モデル事業を実施するもので、ごみ減量を実際に体感してもらおうといったことがねらいでございます。モデル地区が決まりますまでは、当面、保育園から出る生ごみを受け入れて、実験的に処理することを計画しております。また、エコパークにおける自然エネルギーの活用等につきましては、風力あるいは太陽光による自然エネルギーを導入し活用することは、環境学習に有効とは考えておりますけれども、施設の建設にかかります予算的な配慮や、将来のメンテナンスなども必要となりますので、設置につきましては慎重を要するものと考えます。よろしく御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 4番議員の御質問の2点目でございますけれども、台風12号における泥川逆流水門の運営状況につきまして、お答えをさせていただきます。

台風12号は大型で動きが遅く、当町におきましても長時間の大雨と強風が続きました。幸い、被害はありませんでしたけれども、大雨警報は、4日早朝から5日未明にかけてと、5日早朝

から昼にかけ発表され、洪水警報は、4日昼前から5日午後にかけて発表されておりました。このような中、泥川水位も徐々に上昇をいたしておりました。

まず御質問の運行マニュアルでございますけれども、この泥川水門操作判断指示は、大垣土木事務所が水位データ等の遠隔監視により行い、県作成の泥川水門操作要領及び同要領細則に基づき実施されております。操作要領によりますと、2基のゲートは通常は全開、上がっている状態でございますけれども、水門下流での測定外水位が6.1メートルを超え、さらに上昇するときは全閉、下げるといってございまして、そういう状態にしまして、水門上流側の内水位が下流側の外水位より高くなり、内水位の上昇が著しい場合はゲートを開くことになっております。その操作時には、県庁と関係市町に通知することになっております。

また、この操作前には洪水警戒態勢がとられ、操作員が2班各2名体制で待機することになっております。警戒態勢につきましては、外水位が5.4メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときでありますとか、大垣市、養老町、垂井町を対象とする大雨警報、洪水警報が発令され出水が予想される時、またその他洪水が発生するおそれがあるときにとられることになっております。

台風12号接近時の稼働状況でございますけれども、4日、水門下流側の外水位が上昇したため、同日の13時、水門が閉鎖されました。その後、水門上流側の内水位が外水位より高くなりましたため、同日13時15分に開放されました。その後、同日16時53分、再び外水位が上昇したため閉鎖されまして、同日18時、内水位の上昇により開放されたところでございます。都合2回の水門開閉鎖が行われたという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 水門の運用につきましては、災害を事前に防ぐという意味で、今後その有用性というんですか、活用を期待しておるところです。御説明ありがとうございました。

また、特に私ここで再質問させていただきたいのは、エコパーク事業ということで、小型電子機器製品についてですが、今、西南濃の方で回収あるいは破碎されて、現状としては一般に埋め立てられる、有用な金属は回収されているというようなお話でございましたが、その類の中で、特に不燃ごみの中でもどのような種類が多いかということがわかれば、教えていただきたいというふうに思いますし、今後、国においても積極的に進められるという中で、少しでも回収できるものがあれば、町の段階で有用化を図られてはどうかということで、再度所見を伺いまして、再質問とさせていただきたいと思います。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 4番議員の再質問にお答えをいたします。

小型家電の処理につきましてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、西南濃

粗大廃棄物処理センターの方で破碎されまして、そこで金属部分としましては鉄とアルミについては分別して回収しておりますけれども、それ以外の不燃物と可燃物に分けまして、不燃物は埋立処理、可燃物は当然焼却処分するといった方法で処理されております。レアメタル、貴金属、こういった分別まではされておられません。

町で率先してというお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在、国の方で環境省の方が主導をとりまして、こういった小型家電をリサイクルできるように環境審議会の方に諮問されまして、その関連法案の作成中であります。こういった法案ができてきまして、その回収体制がしっかりとしてきましたら、やはり町もそれに乗った形で行っていくのが一番よい方法かと考えますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、3点お尋ねいたします。

まず一つは、垂井町障害福祉計画と障がい者支援についてです。2点目は防災体制と防災計画について、3点目は基金の一元化についてです。順次質問していきます。

まず第1点目、垂井町障害福祉計画と障がい者支援について。

平成15年、支援費制度導入により、障がい者の地域生活支援は大きく前進したと言われております。しかし、一方ではサービス費用の増大による制度の維持困難と、精神障がい者に対するサービスのおくれ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直し、地域支援や就労支援といったさまざまな課題が指摘されてきました。

こうした課題を解決し、障がい者が必要なサービスを安定的な制度のもとで利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な見直しを行う障害者自立支援法が制定されました。この法律において、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるために、市町村に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

垂井町においては、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の制定を踏まえ、障がいのある人の自立支援という観点から、障がいのある人に関する施策を総合的、計画的に推進するため、垂井町障害者計画及び垂井町障害福祉計画を並行して策定してまいりました。

垂井町障害者計画は平成19年度から23年度の5年間、第2期垂井町障害福祉計画は平成21年度から23年度の3年間となっています。平成24年度から26年度まで、第3期垂井町障害福祉計画が作成されますが、作成に当たり、以下質問をするものです。

自立支援給付、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補具装等は、自立支援給付は利用者の負担増と言われながらも、サービスの利用は飛躍的に伸び、地域生活支援は前進したとも言われています。しかし、地域生活支援事業においては、必ずしも充実してきているとは思われません。

例えば、地域活動支援センター「けやきの家」について、今の職員の方たちによって「けやきの家」は、何もなかったころから、小さなところから今日のようになるまで一生懸命尽力し

てきていただきました。しかし、そこでお尋ねするわけです。

第1点、地域活動支援センター「けやきの家」について、これからはいろんな障がい、例えば車いすの方もあり、中に入り切れなくなると思われます。狭くて古い「けやきの家」の改善をすべきではないかとお尋ねするものであります。

次に、第2期垂井町障害福祉計画の基本的理念に、障がいのある人の自己決定を尊重し、みずから必要とする障がい福祉サービス等の支援が選択できとありますが、就学前の「いずみの園」、小・中学校の特別支援学級、県立支援学校に通っている人たちが、第2点目、18歳以上になって支援を利用するとき、生まれ育った、みんなのいるこの垂井町で地元の人と一緒に生活したい、そんな施設。「けやきの家」にもグループホームにも、ケアホームにも入れない人たちが入れる施設、生活介護と就労支援の人たちが一緒にできるような施設ができないか。なかなか新しく建てるということは、今の財政上大変だと思いますが、空き部屋利用等を含め、現在行われている幼保一元化と、本来同時並行して進められるべきではないかを尋ねるものであります。

第3点目、最終的にはいろんな障がいの人が一つの建物の中で、親の心配をなくし生涯安心して生活できる、いろんな障がいに対応できるような町立の総合的な障がい者施設を希望するものです。これについてもお尋ねします。

これまで、本来町行政が行うべきことを「あゆみの家」さんや他地域の施設に依存してきたのであり、本来、町行政が取り組むべきことであると思われるのですが、将来、総合福祉会館的なもの、空き建物が、また空き室利用等を含め、「けやきの家」の運営とか、任意団体の障がい者の方たちの活動の場をつくっていくのが本来の行政の仕事ではないかと思うわけです。

大きく第2点目に入ります。防災体制と防災計画について。

今回の東日本大震災を教訓に、防災の日を前後して、国・県・各市町村で防災訓練が行われました。国は、災害対策基本法の抜本改正と、東海、東南海、南海地震を想定し、国の役割強化に取り組んでいます。県は大地震を想定した、初の全県的な震災対応の総合防災訓練をしました。

そこで、我が町で想定できる大災害とは、これはあくまで私の思いですが、深夜、大地震とともに大火災発生、それに豪雨もしくは豪雪が重なり、地震、洪水等による堤防決壊、また山間部で土砂災害等の同時発生、道路、建物の損壊、電気・水道・通信等のライフライン施設に大きな被害が出た。また、庁舎、文化会館の使用不能等が考えられます。

我が垂井町も8月23日に防災訓練がなされましたが、そこで尋ねます。

まずこれは大きな第1点ですが、これまでと、これまでということは東日本大震災が起きるまでと、それ以後と、数ヵ月たっておりますが、我が町の何が、どこが変わったのか。どこに教訓が生かされているのかを尋ねるものです。

現地災害本部では、防災訓練において防災服が新しくなりました。来賓用のテントが向きが変わったなというのがありますが、第2点目、例えば8月23日の垂井で行われた防災訓練の訓

練想定と、訓練次第に、当町において震度 6 弱を観測し、直ちに災害対策本部を設置しとあります。

まず一つ尋ねます。役場は震度 6 弱に耐えられますか。震度幾つまで安全確保が保障されているのかを尋ねるものです。私は、今から 20 年ほど前に政治を志したときに、キャッチフレーズとして、役場は町のお城、町のすべての中心だから庁舎の建設基金の創設を訴えた覚えがあります。しかし、その当時は全く取り合ってもらえませんでした。それと、平成 11 年のころに、議会において庁舎の耐震について尋ねた覚えがありますが、そのとき明快な回答がなかったように思います。ただ、それ以上あまりお聞きすると、町民の方に余計な不安を起こしたり、またもたらしたりというような気持ちもありましたので、それ以上あまり公言はしてまいりませんでした。しかし今回の震災を境に、ここではっきりお尋ねしていかなければならないと思っております。

その当時、その議会におきまして、耐震強度はあまりわからないような答弁だったわけですが、議会在終わった後、もしわかったら大変ですよねという耳打ちされたのが記憶に残っているわけですが、多分、それ以来、補助金等財政上の理由からだと思われませんが、教育施設を優先して耐震補強が行われてきました。庁舎については、今すぐどうこうということ自体が大変無理なことだということ、私十分わかっております、財政的なこともあります。ただ、調べてみますと、震度 6 弱で建っていることが困難になるというような情報があります。特にコンクリート RC 造におきましては、耐震性の低い建物では壁や柱が破壊されるものがあるとあります。6 強では、はわないと動くことができない。コンクリート造においては、耐震性の低い建物は倒壊するものがあるとありました。そういった一つの資料もありました。

2 点目に、今回の職員の方の招集訓練、伝達訓練等を私、外で見させていただいておったわけですが、続々庁舎に入られまして、庁舎の 2 階で行われておられましたが、本当に現実にできるのかというようなことを思ったわけです。町長、副町長以下、職員の多くに殉職者が出る危険性はないのだろうか。何か前提に対する認識というものに、そのとき違和感を感じたものであります。

三つ目に、いつ、どのような状況下で文化会館を第 2 災害本部に変えられるのか。初動対応、最大、発生してから 30 分から 1 時間以内、最も重要とされますが、文化会館も果たして震度 6 に耐えられるものかどうか。

四つ目に、役場 3 階にある防災無線室が、これがもし崩壊とまではいかないにしても、機能不全になった場合にはどのようにされるのか。また、その防災無線室におられた方に危険性はないのか、犠牲者になられることがないのかということ、非常に懸念します。今回の東日本大震災で、役場女性職員が、住民に避難を知らせる屋外放送中に津波に流された痛ましい話を聞いております。

大きく 3 点目に入ります。基金の一元化についてであります。

平成22年度の決算審査を行いました。私もそこに加わっておるわけですが、単年度ごとで見ると健全財政と言えらると思ひます。しかし、今すぐとは言ひませんが、中・長期的に見ると、今後大きなプロジェクトが山積みして居ると思ひられます。

そこで尋ねます。

まず一つ、幼保一元化、工業団地の造成、美濃国府跡の整備、教育施設、公民館、公民館でも三つまだ耐震補強せないかと聞いて居りますが、庁舎、文化会館等の耐震補強、公共下水道事業費、クリーンセンターの維持・修繕、また補修、改修その他に伴う予算総額は一体どのくらいになるのか。

二つ目、その財源の裏打ちをお尋ねしたいと思ひます。

三つ目に、平成23年1月末現在の基金残高は合計29億6,100万円とあります。この基金は基金の目的別の各基金であります。この基金の一元化を図って、財源の弾力的な運用をしてはどうかということをお尋ねするわけですが、ただし、基金は余剰金ではなく、各特別事業のための基金として積み上げられたものだから、決して軽々しく稚拙に行うものではなく、総合的な財政計画の上に各基金の今後の見通しを入念に行った上であることは大前提であります。ただ私の本心を申し上げますと、各基金の一元化は、本来はしない方がいいと思ひて居ります。しなくて済むのならもちろんその方がいいわけで、逆説的に言わせていただければ、基金の一元化をしなくて、今後どのようにこのような大きなプロジェクトを計画されていかれるのかを尋ねたいわけですが、基金の一元化をお勧めして居るわけではなくて、これをやらずしてどのように大きなプロジェクトをやっているのか、それを本来お尋ねするわけでありまして。アトラダムに基金の乱用はもちろん大厳禁だと思ひて居ります。

以上、大きく3点お尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 6番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私どもからは、垂井町障害福祉計画と障がい者支援についてお答えをさせていただきます。

1点目の、「けやきの家」を改善すべきではという御提言でございますが、現在、地域活動支援事業におけます地域活動支援センターにつきましては、いろいろな障がいをお持ちの方に対しまして、精神障害者地域活動支援事業を、大垣市にあります「せせらぎ」と、海津市にあります「グリーンヒル」に、西濃圏域で共同して委託して居ります。

また、議員御質問の「けやきの家」では、作業所型の地域活動支援事業を展開して居るところでございます。この「けやきの家」につきましては、良好な環境を整え創造的活動や生産活動等の機会が提供できるよう、既存施設の改善、あるいは町内の空き施設での運営について検討を進めて居るところでございます。

次に2点目の、地元の人と一緒に生活ができ、各種障がい福祉サービスの利用の方々が一緒に活動できるような施設を、幼保一元化による空き施設利用とともに進めるべきではないか、

3点目の、町立で総合的な障がい者施設を設立してはとの御提言につきましては、一括してお答えをさせていただきます。

各種障がい福祉サービス利用者が、地元垂井町で暮らせるための施設である総合的な障がい者施設につきましては、議員御指摘のとおり、幼保一元化を進める中で、空き施設の利用方法は本町全体の施策にかかわる重要な課題であると認識しております。したがって、障がい者施設としての利用も含め、あらゆる方向から検討をしているところでございます。しかしながら、幼保の再編・再構築の仕方によっては、空き施設の状況も変わってくる可能性があることから、同時並行して進めるのは困難と考えております。

また、既存の福祉施設と空き施設の施設配置につきましては、都市計画法や建築基準法との基準を調査した上で、多面的な方向から検討することとしております。

障がいがあっても住みなれた地域や家庭で安心して暮らし続けることのできる町にしていくためには、民間活力も十分取り入れながら、地域住民の皆様の御理解と行動によって構築していくことが大変重要なことと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 6番議員の大きい2点目、防災体制と防災計画について、そのうちの(1)番、8月の防災訓練について、これまでと何が変わったんだと。そしてまた、どこに教訓が生かされておるのかといったお尋ねでございます。

御存じのとおり、ことしの防災訓練につきましては、垂井小学校をメイン会場にいたしまして、また加えて、各自治会の区域エリア内を対象に、同時に実施したところでございます。今回から、自衛隊にも御参加をいただきましたし、また不破消防組合によりますところの高所作業車救出、救助訓練も新たにメニューとして追加をいたしました。

各地区での訓練につきましては、「防災探検まち歩き」と題しまして、これにつきましては、阪神・淡路大震災の教訓を生かしながら、昨年度の宮代地区に引き続きまして、自治会を単位とした自主防災組織等で近所相互の安否の確認訓練を行うなど、住んでおられますエリア内を、町の防災訓練を機会に確認、検証をしていただいたところでございます。

といいますのも、毎日この地に住んではおるものの、意外と住んでいる町の様子、あるいは隣にだれが住んでいるかわからないといったことが結構ございます。町職員を各地区にそれぞれ5名、また消防団員2名を配置する中で、現地におきましては、例えば、消防車はすぐに来られないかもしれませんよと。皆さんはどう行動されるんですかと。また、自主防災隊長さんや自治会長さんに対しましては、自分たちの地区には何人住んでいらっしゃるんですかと。今現在、何名そろわれましたかと。残る数名はどうされたんですかといったような、地域防災力の強化や、あるいは地域みんなでも助け合うという共助の必要性などを現場職員においても訴えてまいったところでございます。

またこれらは、割り当てられました職員にとりましては、地域に赴き有事の際の話をするといったようなことは、私ども防災の職員であるならまだしも、現地においては四苦八苦したといったことも聞いております。危機管理に関する研修の一環にもなっておるのではないかと、私はそのようにとらえております。

一方、主会場の小学校では、消火活動あるいは救出活動、炊き出し訓練等、災害時に想定されます業務の技術習得訓練のほか、参加機関におきますところの訓練の場にもなっており、そのように思っておるわけでございます。

今回の東日本大震災では、地域ぐるみでの平時からの意識啓発、あるいは防災訓練など、減災に向けた取り組みの成果が、生存者の数として明確にあらわれたといったような報告もなされております。それがため、防災訓練を繰り返し行うことは非常に大切でございますし、訓練を毎年積み重ねることで、災害が発生したときにはそうした訓練が生かされ、被害を最小限に食いとめるのではないかと、そのように考えております。

加えて、ことしは、災害時の活動が平常時とは異なることを全職員に徹底させまして、実践的な行動力を少しでも身につけさせるために、事態に対応できるようにと特別に規律訓練、あるいは招集訓練を実施したところでございます。防災服が新しくなっただけじゃないかといったところでございますが、これは3月議会の震災前に予算要求をされたものでございまして、偶然と申しましょうか、災害時に職員の判別がつくようにといったことで、このたび新調をいたしました。従来の私服、あるいは作業服と違いまして、みずからを全体の奉仕者として公言するといいましょうか、みずからそういった姿勢に臨むということでございます。手前みそになるかもしれませんが、さきの防災訓練では職員もてきぱきした行動をとってくれたと、町長みずから講評をいただいております。

いずれにいたしましても、実際の災害に直面することなく的確なる行動力を身につけることは非常に難しくございまして、容易ではございません。が、しかし、有事を想定して、町長の指揮官のもと、めり張りのついた行動がとれたということは、さきの訓練の教訓が生かされた最たるケースであったというふうに私は認識をいたしております。日ごろの訓練の大切さ等々、いろいろ申し上げましたが、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

それから、来賓用のテントの位置の変更でございますが、この件につきましては、岐阜県防災航空隊との事前の打ち合わせから、校舎側では、ヘリコプターが空中で停止した際、テントが飛ぶ可能性があるといったようなことで、体育館の東側へ変更したという経緯がございますので、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

それから、大きく(2)番目の と について、私どもから御回答申し上げますが、 のさきの防災訓練時の招集訓練、伝達訓練等が庁舎2階で行われたことに関するお尋ねでございます。

あくまでも、先ほど来申し上げておりますとおり、有事の際、どのような行動をとらなければならないのか、それを平時から学んでおくために訓練を実施いたしておるわけでございます。場合によっては、庁舎の北側、屋外にて行う場合もあるかもしれません。そういったようなこ

とで御理解賜りたいと思います。

それから 6番でございます。3階の無線室崩壊時の発信基地はどうなるのかといった点でございますが、これも先ほど来、ある議員さんに御回答も申し上げましたが、防災行政無線施設基本構想に基づきまして、電波伝搬実験を実施し、今後において実施計画を作成していく過程で検証してまいりたいと、そういった課題であると、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 6番議員の御質問の中で、私の方からは、役場並びに災害対策本部代替施設の文化会館の震度6弱に耐えられるのか。それから、どのような状況において文化会館に災害対策本部を代替施設として設置するのかといったところ。それからもう一つ、財政の部分で、基金の一元化について答弁をさせていただきたいと存じます。

議員の御質問の中に、平成11年当時についてのお話があったわけですが、役場庁舎の耐震診断につきましては、平成18年度に実施をしております、その結果等につきましては18年12月の議会のときに全員協議会でもって報告をさせていただいております。

少しそのあたりをお話しさせていただきますと、耐震診断の結果につきましては、倒壊あるいは崩壊する危険性があるといったことございまして、この耐震診断の結果につきましては三つのランクがございまして、最も悪いのが倒壊の危険性が高い、それから3番目には倒壊の危険性が低いというもので、この庁舎並びに文化会館につきましては中ランクでございまして、倒壊・崩壊の危険性があるといった診断結果でございました。この耐震診断結果につきましては、当然これはあくまでも目安として、指標として出すものでございます。そういった結果であるわけですが、地震の被害につきましては、もちろん大きさにもよるわけでございます。しかしながら、同じ大きさの地震でありましても、形状でありますとか、それから揺れる方向、それからまた建物が建っておる地盤によりましても、その被害に大きく差が出るものというふうに認識をしております。

役場庁舎、文化会館ともに、震度6弱に耐えられるか、震度幾つまでなら安全が確保されるかといった御質問でございますが、これらにつきましては、そういった要素がはっきりしていないこともございまして、明確に断言できるものではございません。

また、庁舎が被災した場合、こういった状況下で垂井町文化会館の方に代替の本部を置くのかという御質問でございますが、御存じのように、垂井町災害対策本部の設置につきましては、垂井町地域防災計画に規定がされておるところでございます。その中に、第2の防災本部の措置といたしまして文化会館が規定されておるわけですが、この本部の移設がえの措置につきましては、被害状況にもよりますが、役場の機能がなくなったという場合を想定しております。しかしながら、こちらの被害につきましては、今のところ想定できるものではございませんし、災害が発生した場合の垂井町災害対策本部の状況判断によるものでございますので、

よろしく御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、基金の一元化でございます。

その前に、議員の方からは、幼保一元化等さまざまなプロジェクトが今後垂井町には累積しておるところでございます、そちらの予算規模、あるいは財源の裏打ちといった御質問ございました。いずれも垂井町の大きな今後の課題であるということは十分認識しておるところでございます。

しかしながら、それぞれの課題につきまして、簡単に事業計画等について明確にできるものではございません。したがって、今後詰めていかなければなりません、現状では予算規模並びに財源の裏打ちについては把握しておりませんので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それから、基金の一元化でございます。こちらにつきましても、昨年の12月定例会の会議中に、議員の皆さん方に、基金の統廃合について提案をさせていただいた経緯があるわけでございます。その時点におきましては、基金につきましては、皆さん御存じのように条例で設置しているものでございまして、それぞれ目的がございまして、そういったことから、その目的、あるいは一元化することについては、今のところ時期尚早であるといったことから見送りになった経緯があるわけでございます。

しかしながら、先ほど来議員からも御指摘がございますプロジェクトにつきましては、今後、大きな財源の確保が必要になってまいります。それぞれ基金の目的を検証しながら、やはり財政の弾力的な運用を図っていく上におきましては、基金の統合も当然検討をしていかなければならない問題であるというふうに認識しておるところでございます。

もし、一元化が図られない場合につきましての御質問もございましたが、それぞれ課題ごとの、当然優先順位はあるかと思えます。そういった優先順位を参酌しながら、財政的に計画的な財政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問をさせていただきます。

まず大きく第1点目についてですが、本当に課長さん、前向きに検討していただくということが十分伝わりました。本当にありがとうございます。そのように進めていただきたいとは思いますが、ただ一つ、同時並行しては無理だと言われた。これもわかって、あえてお話しするんですけど、御存じのことと思うんですけども、垂井町障害者計画の中に、この計画の基本となるのは、障がいのある人もない人も地域でともに暮らせるように、地域ぐるみで支え合うまちづくりを推進するとあります。対等、平等、互惠ということの精神だろうと思っておりますので、できるだけ大きい範囲内で進めていただきたいと思っております。

後に回すということではないようお願いしたいと思うんですが、そこでお尋ねすることは、我が町には「けやきの家」があります。あと、入所施設としては、揖斐川町、大野町、岐阜市、関市へ行っておられる方がいます。通所施設としては、垂井町、大垣市、養老町、それぞれのところへ行っておられる方、またそこに入っておられる方があるわけですがけれども、今いろいろ見てみますと、我が町にあります「あゆみの家」にしても、大垣の例えば「柿の木荘」、「かわなみ作業所」においても、受け入れがいっぱいになりつつあるということをお耳にしております。

支援費の給付というものは、国も挙げてやっておりますから十分になってきているかもしれないんですが、支援費の給付はしますから、垂井町には「けやきの家」しかありませんから、「あゆみの家」さんがありますけど垂井町の町立ではありません。他所へまた回っていただけますかというようなことでは、まだそれを言っているうちはいいと思うんですがけれども、他所がいっぱいになってきたときに、果たしてその方たちがどこに受け入れられるかということで、いろんなところに回されていくんじゃないかということをお懸念するわけです。これからますますふえてこられるようなこともお耳にしているから心配するわけがあります。

それと、ちなみに「あゆみの家」に、今の状況はどうですかと尋ねましたら、大体定員に近いというか、いっぱいとは言われなかったんですがけれども、もしいっぱいになったらどうされるんですかねと聞きましたら、ほかの地域を紹介しますと言われたと思います。多少聞き間違えたら許していただきたいんですがけれども、あとどういうふうに対処されますかと。ショートステイで対処していきたいということとか、今現在入っておられる方をできるだけケアホームとかグループホームの方に行っていただいて、あくところをつくって、入っていただくようにするぐらいのことを言われたと思うんですがけれども、それが現状だと思います。垂井町であります「あゆみの家」でそういうようなことです。

ですから、町長さんにお尋ねするんです。今課長さんが言っていたいたんですが、近い将来こういうことになってくることも踏まえて、そんなに先のことじゃなくして、こういったものも検討していただけないか、再度、町長様の御見解をお尋ねするわけです。

それと、大きく2点目の垂井町防災計画につきまして、課長さん、訓練等に含めている前向きに取り組んでおっていただくこともよくわかりました。ただ、防災服とテントの向きのことについて、そこまで御説明いただかなくても、これはただ見た目のことを言うだけで、何もこれを皮肉って言ったわけでもないんで、これはあれなんですけれども、いろいろ前向きに検討しておっていただけますが、私の申し上げたいのは、学校における防災については先ほども質問がありましたし、教育関係でどんどんやっておられます。地域においても、連合自治会、自治会を通じて、それぞれかなり避難行動とか地域の自主防衛につきましても取り組んでいるんですが、この防災本部ですね。

本部になる町行政、職員の方のことでお尋ねしたいんですが、ここに町本部の設置としてというので、防災計画の中で先ほど言われましたが、町本部は原則として役場に設置する

と。ただし、役場庁舎が被災し使用不能のときは垂井町文化会館を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知すると。ここから周知することになるわけですね。ここがやはりもとになるわけです。そうすると、垂井町文化会館は避難場所に指定されているために、使用する場合は避難所との区分けを明確にするものとするということなんですけれども、この中に「役場庁舎が被災し、使用不能のときは」とあるわけですね。そのときに第2として文化会館になるわけなんですけど、じゃあ「被災して」とはどの程度のことを想定しているのか。例えば、先ほど言われた、何もなければ問題ないわけで、ここで本部としてどんどんやっていただければいいわけなんですけれども、コンクリートにひびが入っていたというときにも中へ入ってやられるのか。例えば、半壊したときか全壊したときが文化会館なのか。それと、使用不能というのは、電気が切れただけで真っ暗でもう入れないというのか、入り口のドアが壊れて入れないのも使用不能になるのか、これを判断されるのはどなたかということ。

じゃあ町長さんだとして、町長さんがおられないときには、ありますね。副町長さん、収入役さん、教育長さん、総務課長さんまで決まっておりますが、その方たちが御自分の判断で第2本部を決められるのかどうかということも含めて、私はそれをお尋ねしたいわけです。これが一番大事な、一番肝心なところの判断義務、30分、1時間の最初の、初動のときの防災本部について思うわけです。

以前にお尋ねしたときには、この庁舎と、文化会館がだめなときには、外にテントを張ってそこを防災本部にしたらいとといった何か御回答があった覚えがあるんですけども、外に防災本部としてテントを張るだけでは、それは本部にならないと思うわけです。ですから、やはり行政の方は、今回の、東日本の教訓としては、とにかく避難しなさいというのが大事だろうと思うんですけども、逃げなさいということで、みずから自分を守れということで、行政も行政職員の方も、とにかく避難しなさいというのが大事だと思うんですけども、一般の方はみんな避難場所に行ってやっておられると、それでいいと思うんです。ですけど、行政と行政の職員の方は、避難しながら行政の事務を維持していかないかという大きな使命と、そういった任務といたら失礼ですけど、抱えておられるということ考えたときには、これは非常に大事なことだと思うんです。一般の住民の方とは違う重いものを持っておられると思ったときに、これを非常に私は心配し思うわけです。

だから、テントを張るだけでしたら、この庁舎がだめだ、じゃあ何でこのだめなところにテントを張って一体何をするのかとなります。これは私、軽口ですけど、それなら博愛会さんの駐車場のところにテントを張った方が、多分あの建物は、前の建物がだめで今度の耐震性が相当強いだらと想定しておりますけれども、少しでもそういうところの御援助をいただいた方がなるのじゃないのかというような、すみません。病院施設ですから、医療機関ですからそんな簡単にいかないと思うんですけども、そういう発想もあれば、いろんなことがあると思うんです。ですから、根本的にその辺の判断をどういうふうに最初にされるかということについて、町長にお尋ねするわけです。今の博愛会さんについては、許可とか、医療関係とか御迷惑

とか、いろんなことがありますから、あくまで私の軽口としてお聞きいただきたいんですけども、しかし、今現在、耐震化というものが大変難しいとなったとき、きょう、あしたにこういう大災害が起きたときに一体どうやって対処していくのかということ、やはり切実に考えないかというのが、今の我々議員もそうですけれども、行政の役割だと思っているわけです。

いろいろあれしましたが、課長さんからは明快にいただいていますので、町長さんにそのあたりの見解をお尋ねしたいと思います。

それと、基金の一元化につきましては、これももう前からそういうお話もあったということですので、それはそれで私も了解させていただくわけですけれども、ただ一つだけ、これもお願いしたいのは、今の基金を利用し使っていくということも一つの案ということで言っておりますが、全体的な財政規模というものをきちっとしていただかないと、やはりこの基金をなし崩し的にやっていくということは難しいんじゃないかと思うんですが、そのあたりの町長さんの御見解をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、施設が満杯状態のときの対応をどうするんだと。ほかの施設をあてがうとか、いろいろな対応があると思いますけれども、それに対して施設の建設を早く進めてほしいという要望的な質問になろうかというふうに思うんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

〔発言する者あり〕

今、課長が答弁しましたように、幼保一元化等進めておる中で、空き室等も積極的に利用していきたいと思います。ただ、状況がまだ確定しておりませんので、それと色々な状況を加味しながら、これは積極的に進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

防災につきまして、私がいけない場合、仮に被災してしまったという場合は、当然にこれは職責上、副町長、教育長という形でそれはつながっておりますので、その判断のもとに動くという形になろうかと思えます。

また、本部の移動ということではありますが、やはりそれはそのときの状況によろうかと思えます。今、病院の施設のお話もありましたけれども、建物がかなりの規模で倒壊した場合に、どこか外へ出なきゃいけないというときに、どこがいいのかというのは、やはりそのときの判断によるものだと思います。その最善の判断をすべく、災害本部を立ち上げなければいけない。当然に、災害本部からあらゆる情報を発信しますので、そういった機能を持って災害対策本部を立ち上げるということになります。こちら辺は、いろんなシミュレーションをこれからしていく必要があるかというふうに思っております。

それから、基金の一元化についてでありますけれども、基本的に、なし崩し的に使っていくつもりは全くございません。やはりその目的、用途によって基金が積み立てられておりますの

で、基本的にはその用途に沿った形で使っていくことになるかというふうに思っております。かつて、提案させていただいたときも、すべてを一元化するのではなく、やはり状況に応じた形の中で統合できるものは統合して、より弾力性のある運用ということで提案をさせていただきましたけれども、やはり基金の目的等をしっかりと精査した上で判断せよというような御意見でございました。そこら辺もこれからまた検討しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） では、議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

今回は、垂井町第5次総合計画、まちづくりの柱2．学校教育と、環境衛生の4について、特にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

まず初めに、まちづくりの柱2．学校教育、特に学区、学校区についてお尋ねをいたします。

第5次総合計画中の「こんなまちを目指します」に、学びやすい教育環境で、ふるさとに愛着を持つ教育が行われていますとあります。これよりは、我が町垂井町がその学びやすい教育環境であるのかをお尋ねの柱とし、下記お尋ねに移ってまいりたいと存じます。

こういったことが学びやすい教育環境というのかは、さまざまな考え方があるかと存じますが、今回は先述の学区に着目していきたいと存じます。一般的に、日本の公立学校においては、設立する地方公共団体、いわゆる都道府県、市区町村の住民を対象とし、さらに施政区域を細分して、各区域に通学できる学校を指定している場合が多く見られます。それらの区域一つ一つが学区と言われることは、議場にお見えになる皆様方は既に御承知のことと存じます。

日本の公立小学校、公立中学校の多くは、市町村立、東京都区部のみ区立でございます。それぞれの市区町村に複数の学校があるときには、一般に学校ごとに学区を定め、それぞれの住民が入学、通学できる学校は1校に限定されることが一般的であります。垂井町はこれに当てはまります。

国内のある自治体では、「しない させない 越境通学」を掲げて、越境通学、学区外入通学を従来どおり原則認めない方針の自治体もあると聞き及んでおります。しかし一方で、生徒・児童を取り巻く生活環境や障がいの有無等、理由はさまざまありますが、学区外の学校への入学、通学が認められることが多くなってきておると聞き及んでおります。また、学区外入学、通学の許容については地域間格差が見られ、先述の理由に加えて、先ほど同僚議員さん

の御質問中にも児童数のバランスについてもありましたが、学校間の生徒数の格差問題や、過疎・過密教室、支援学級の設置、未設置等、その背景は複雑かつ多様であります。さらに、子供の数の将来見通しに応じた学校規模の適正化という新たな課題も、学区を語る上では外せない課題となっており、第5次総合計画にも、幼保、小・中連携強化とあるように、幼保一元化を進める我が町垂井町も、近い将来検討の時期が訪れると考えております。

以上、るる申し述べさせていただきましたが、これからまさに地方分権時代と言われ、地域密着型、その地域地域で特色ある学びやすい教育環境を展開するに当たっては、学区にまつわる諸課題を、我が町垂井町として真剣に考えていかなければなりません。

そこで、数点お尋ねをいたします。

1．垂井町においては、7学区、校区であります。現在、学区に関して教育委員会や学区編成審議会等での審議等は考える中ではありますが、学区に関して、どのような考え方で学区を定めておられるのか。

2点目、現在と過去に、いわゆる越境通学を取り入れてきた経過があると認識しておりますが、その現状はどのようなものか。

3点目、学区についての御相談や御要望等はあるのでしょうか。

4点目、今後の考え方としては、をお尋ねいたしまして、まちづくりの柱2．学校教育について、御答弁をちょうだいしたいと存じます。

続いて、まちづくりの柱4．環境衛生についてお尋ねをいたします。

第5次総合計画中の「こんなまちを目指します」に、環境に配慮した意識が定着し、循環型社会になっていきますと掲げてあります。

平成23年1月から、毎月1回をめぐりに、リサイクル活動が垂井町内で展開されておるのは、議場にお見えになる皆様方、既に御承知のことと存じます。私もほぼ毎回、娘を連れまして参加させていただいておりますが、ごみ減量推進員さんやボランティア団体の方々等の御協力のもと、天候等で中止の回もありましたが、過去8回開催され、その意味は、ごみ問題に対する住民意識の向上はもちろんのこと、次へと続くエコパーク構想への連動が期待される中での活動とも私自身とらえさせていただいております。

そこで、数点お尋ねをいたします。

1．これまでに8回開催してきた中で、周知の問題や取扱品目、住民意識や効果等はどのようなものであるのか、手法など検証、総括等はされてきたのでしょうか。

2点目、先ほど同僚議員さんの質問中にも少し触れられておりましたが、今年度予算中にはエコパーク調査設計業務委託料370万円が計上されております。これには建物の設計も含まれているそうですが、エコパーク用地取得等進んだ中で、今後の展開としてどのような計画を持って進めていかれるのか。

3点目、今後整備されるであろうエコパークについて、住民関与の部分はどのように位置づけられるのか。

4点目、垂井町にとって近年にない大きなプロジェクトになるであろうエコパーク事業について、推進員さんのみならず住民皆様に向けても明確な計画、進捗状況等お示ししていくべきと考えますが、その時期と方法はどのようなものであるのかをお尋ねさせていただきまして、まちづくりの柱4．環境衛生についても御答弁ちょうだいいたしたいと存じます。

以上、質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） それでは、8番議員のまちづくりの柱2．学校教育につきましてのお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目についてでございますけれども、垂井町においては7学区、校区であるが、現在、学区に関してどのような考え方で学区を定めているのかという御質問でございます。

この学区につきましては、明治5年に学区制が公布されまして、地域の方々が地域の子供たちのために学校をつくられたようにも聞いております。また、この学区で学ばれた皆さんが、ともに過ごしたよき思い出を共有してこられたとも思えます。今まで、仲間や同級生とともに学んでこられたことの愛着や誇りを持っていらっしゃるものが現在の学区ではないかなあというふうに考えております。さらには、学区にお住まいの方々が互いにつながり、連帯意識を育てていただいているのではないかというふうに思っております。

2点目についてでございますけれども、現在と過去にいわゆる越境通学を取り入れてきた経緯があると認識しているが、現状はどのようなものであるかという御質問でございます。

垂井町におきましては、越境通学ではなく区域外の就学として取り扱いをしております。これは垂井町立学校の通学区域等を定める規則に載っておりますけれども、この中の第5条に、学校の指定の変更する場合は記されております。教育委員会は、この規則によりまして学校の指定の変更の申請があった場合においては、その理由がやむを得ないと認めるときには学校の指定の変更をすることができるとあります。

具体的には、第1項から第5項までを規定しておるわけでございますけれども、第1項につきましては、特別支援学級に入級する場合。2項では、身体の障がい等により指定された学校に通学しがたい場合。3項におきましては、小学校6年、または中学校3年に在学中、他の学校の通学区域内に住所を変更した場合。4項では、前項のほか学年の途中で他の学校の通学区域内に住所を変更し、その学期の終了するまでの場合。5項では、その他教育委員会が必要と認める場合がございます。これらの該当する場合には、学校の指定の変更を行っております。

第1項の特別支援学級に入級する場合には、現在、町内の七つの小学校のうち、特別支援学級が設置をされている小学校は5校ございます。また、二つの中学校のうち特別支援学級が設置されている中学校は1校となっております。そのほかに、転居に伴います一時的な学区外への就学、例えば7月中旬に転居するため、第1学期終了まで今までの学校に就学する場合とか、あるいは小学校6年または中学校3年に在学中に他の学校の通学区域内に住所を

変更した場合など、児童・生徒の人間関係による、申請による児童・生徒への配慮も認めてきた場合もございました。

また、この中にはDV等も含まれておりますので、具体的な数値は公表できませんけれども、ちなみに平成22年度に申請されました数につきましては、小学校では27件、幼稚園では1件ございました。

それから、3点目でございますけれども、学区についての御相談や御要望等はあるかということでございますけれども、転居内の住所から通学する小学校または中学校のお尋ねはありましたけれども、要望等については特にございませんでした。

それから、4点目でございます。今後の考え方ということの御質問でございますけれども、御指摘のとおり、児童・生徒は家庭、学校はもとより地域の中ではなくまれております。これも議員や地域の皆様方のおかげだと感謝しております。ありがとうございます。また、この七つの小学校区にはそれぞれすばらしい地域の特色がございます。それぞれの学校への愛着や誇りを持っておられると思います。それは二つの中学校におきましても同様で、その特色を生かし着実に成果を上げております。

以上のことから、現在ある小学校区、中学校区は、これまでどおり継続をしていく考えでございます。また、現在あります小学校区は、各町内の地域の方々が知恵を絞ってくださった大切な財産であると思っております。今後は、今までどおり地域の特色を生かしながら、学校と地域とのかかわりを大切にして、次世代の子供を育てていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 8番議員の第2点目の御質問の、第5次総合計画まちづくりの柱4、環境衛生についてでございますが、リサイクル体験広場に係ります周知の問題、取扱品目、住民意識や効果、また検証、総括等についてお答えをいたします。

リサイクル体験広場の実績といたしましては、ことしの1月から9月まで、月1回の計8回開催いたしました。8月は雨天のため中止したところでございます。その結果としましては、利用者数は延べ1,493人で、1回当たり186人、総回収量は2万3,816キログラムで、1回当たり2,977キログラムとなっております。

周知の方法といたしましては、毎月広報に掲載するほか、スタッフによりますチラシの配布や持ち込み品目一覧表を全戸配布させていただきました。取扱品目は、当初27品目で開始させていただき、現在では、受け入れ業者との交渉で、自動車のバッテリーの回収も始めさせていただきました。また、毎回来場者の方にアンケート調査を実施しておりますが、当初には、分別が難しい、種類が多い、煩わしいなど、回収品目や分別方法についての御意見が多くありました。しかし現在では、継続してほしい、雨天の対応、常設を望むなど、施設や運営についての意見が多くなっている現状であります。

来場者は60歳以上の年配の方が多く、200人前後がリピーターと思われるので、さらに周知、啓発を行いながら、特に若い年齢層をターゲットに、利用者をふやしながら、リサイクルに対する意識の向上に努めてまいりたいと考えています。

検証、総括等につきましては、毎回リサイクル体験広場の終了時に、スタッフ、回収業者による反省会を開催しておりますし、隔月程度で実行委員会を開催し、反省、意見等を検討しながら改良を重ねてきておるところでございます。また、今月の22日、あさってでございますが、リサイクル体験広場に從事していただいております実行委員や各地区の廃棄物減量等推進員の方、回収業者も含めまして、回収側の学習のため研修会を実施する予定であります。

次に、エコパーク事業の今後の展開でございますが、現場は、昨年度、粗造成の工事を施工させていただいたところでございます。今後、施設としましては、リサイクルセンターの建物を核として、公園を一体的に整備する計画でございます。リサイクルセンターは常時持ち込み回収を初め臨時的な回収も行うとともに、各種行事、イベントの開催や、リユースの場などを設置していく予定でもございます。

住民の皆さんの関与につきましては、施設建設に向けて廃棄物減量等推進協議会やリサイクル体験広場実行委員会において御意見を求めてきたところでございますし、特に回収品目や回収方法につきましては、リサイクル体験広場で直接携わるスタッフの実行委員会や廃棄物減量等推進員の皆さんの御意見を尊重していきたいと考えております。

今後、エコパーク事業の計画、進捗状況につきましては、廃棄物減量等推進員の研修会を兼ねまして、各地区での説明会を開催しながら、その状況を御説明していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと存じます。

先ほど、最初の柱2の学校教育についてですけれども、まずは何よりも安心・安全な教育環境というのが御提供できるというのが、できているかということが大事ですよね。そして、先生も、児童・生徒さんも、身も心も健全で過ごせる教育環境であるということを第一に取り組んでいただけたらなあと思っております。そのように考えております。

これは教育部局でありますけれども、町長にお尋ねしたいんですけれども、先ほど課長さんの御答弁中に、7学区がこれからも維持されていくというような御答弁があったかと思うんですが、先ほども申し述べさせていただきましたけれども、では学校規模の適正化ということについてはいつの段階で検討されていくのかと、どのように今後考えていかれるのかと。どういった段階で、そういった適正化についてはお話をされていくのかなあということを再度お尋ねさせていただきたいと思っております。

2点目の、柱4の環境衛生につきまして、エコパークなんですけれども、建物を核として公園とされていくという課長さんの御答弁でありましたけれども、現段階での進捗状況、そういった計画におくれはないでしょうか。当初の計画とのずれというのは生じてはないでしょうか。その建物というのが、いつごろ提示されるのかなど。いつぐらいに建てられるとか、どんな規模かとか、そういった部分も、もし今お示しいただけるのであればお答えいただきたいなあと思っております。

リサイクル活動に関しましては、よい取り組みかと存じますので、先ほど利用されている方にアンケート、私も当然アンケートを受けました。車にいろいろと荷物をとりに行きながらの間でアンケートをやっていただくんですけれども、あえて御利用されていない方へのアンケートというのもおとりにならないかどうかということも、ちょっとお尋ねしたいなと思います。リピーターということを先ほど言われましたけれども、利用される方は大体決まってきたのかなあと思いますが、利用されない方へのアンケートへの取り組みなんかもちょっとお答えいただけたらと思いますし、あと、車を御利用できない御高齢の方への御配慮というのも、今後同時に御検討していただけたらなあと思っていますので、その点もお答えいただけたらと思います。

再質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 8番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

教育部局の話ですが、御指名をいただきました。校区をどうするかという話かというふうに思いますが、基本的に、先ほどもちょっと学校教育課長のお話にありましたが、校区が形成されてきた経緯、明治時代からの古い歴史の中で、地域と一体となって進んできたものだというふうに思っております。それが、今この垂井町において七つの校区、七つの地区、昭和の合併等において一部編制がえがございましたし、東地区においては新たな統合も起こったわけでありましてけれども、現状において、垂井町の構成する七つの校区がそれぞれ地域性を持って活動をしておるということでございます。

先ほど、9番議員の質問にもバランスというお話がございましたけれども、今のところ、少ないから廃校とか、適正をするために統合するということは、小学校においては全く考えておりません。これはやはり地域のいろんな活動の中心になる部分、地域がよりどころとして行うところではないかなあというふうに思っております。関ヶ原においては統合等も行われたところでございますけれども、垂井町におきましては、その地域を動かしていく大きなエンジンというふうに考えております。この校区の活動というものを大事にしていきたいという思いでございますので、当面、この校区を統廃合するということは考えておりませんので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 8番議員の再質問にお答えいたします。

エコパーク構想につきましての御質問でございます。この計画におくれないか、またエコパークの建物はいつごろにという御質問でございます。

今のところ、今年度、先ほどおっしゃいましたように設計の方の予算化をしております。今年度中に設計をしていきたいと考えております。この設計に基づきまして、一応、今のところ建設課の方で行ってみえますまちづくり交付金、この国の補助を受けながらということも考えております。この補助のめどがついた段階で建物の建設ということになってこようかと思いますが、できるだけ来年には建設できるような取り組みをしていきたいと考えております。

また、利用されていない方へのアンケートということでございますけれども、なかなか利用されていない方へのアンケートというのは難しいものでございます。そういったことで、これからは、前も行いましたけれども、アパート等を中心にしながらとか、投げ込みチラシ、こういったものを行ったり、現在利用してみえる方からの口コミといったものが非常に効果があるかと思しますので、そういったことの推進もしていきたいと思っております。

また、車を利用されない方への配慮ということでございますけれども、なかなか場所的なこともありますし、やはりそれぞれ乗られる方との相乗りとかお誘い、こういったことしか今のところ考えられないのではないかなど。確かに、近くの方で自転車でお見えになる方も見えます。歩いてみえる方も見えます。そういう方はよろしいんですけれども、確かに遠い方は車でないと利用できないということもありますけれども、なるべく近く、一緒に車に乗られる方に来ていただけたらなど、そんなことを思います。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 1点目は、補助金についてであります。

垂井町は補助金を出している団体がたくさんあり、金額にして約2億7,000万円ほど出しております。

一つの例を挙げてみたいと思いますが、例えば、垂井町社会福祉協議会におかれましては、預貯金が6,300万円ほどあります。これが少ないか多いかは、私どもはわかりません。そういう意味で、補助金団体に与えておる金額、大小にかかわらず垂井町は精査しているのかどうかということをお聞きします。

それから2点目、減価償却であります。

民間会社では減価償却費をすべて計上しております。垂井町におかれましては、上水道企業会計ということで減価償却費を積み立てておりますが、そのほか一般会計の中では全然減価償却費を積み立てておりません。なぜ積み立てをこれまでにやっていないかということをお聞きすると、来年度から、一般会計の中でも減価償却費を積み立てる覚悟があるのかないかをお聞きします。

それから3番目、伊吹地区に融雪水路の設置をとということで題はそうしてありますが、岩手地区は伊吹地区も入りますので、垂井川合線が幹線道路で、先そちらの方の除雪を今まで優先してやっております。その後、伊吹地区の方へ回ってくるんですが、なかなか伊吹地区としては遅いという声も聞こえてきます。そして、清水土木さんも見えたんですけど、去年あたり廃業されましたので、除雪する人がますますいないということが現状であります。

そこで、伊吹地区には相川が流れておりますので、相川の水を使って融雪水路の設置とか、井戸を掘って融雪水路の設置をしたらどうかという思いがありますので、そのような考えはあるのかないのかをお聞きいたします。以上です。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私の方からは、7番議員の補助金について、それから減価償却費についての御質問について、御答弁をさせていただきたいと思っております。

補助金についてでございますが、一部補助団体を特化しての御質問でございました。社会福祉協議会については預貯金もあるということでございますが、一般的に、垂井町の補助金の交付につきましては、垂井町の補助金等交付規則及びそれぞれの事業に係ります補助金交付規則、要綱に基づきまして交付をしているところでございます。

交付に当たりましては、補助事業の収支状況、それぞれさまざまでございますが、補助事業の目的、交付の申請から交付の決定、それから事業の進行状況等、それから実績報告、精算等額の確定などにわたって精査しておるところでございます。

しかしながら、昨今、補助金等の調書を見ておりますと、自主財源の確保がなされていない部分とか、あるいはまた繰越金が非常に多いといった部分もございます。一たんは、予算査定段階でも精査をさせていただいておりますが、実際交付する段階につきましても、先ほど申しました規則並びに要綱に基づきまして、厳密に精査をしておるところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、減価償却の部分を積み立てることができないかという御質問でございます。

そもそも地方公共団体の会計につきましては、官庁会計方式でございまして、地方自治法及び地方財政法に基づきまして、現金の収支の事実によりまして、会計年度独立原則並びに歳入歳出総計予算主義の原則に基づきまして行うこととされているところでございます。

議員御指摘の減価償却につきましては、近年、公会計制度が創設されてまいりまして、毎年度財務書類4表については皆様方に御提示し、なおかつ町民の皆様方にも公表をさせていただいております。特に、その財務書類4表につきましても、行政コスト計算書並びに純資産変動計算書につきましては、固定資産に係ります減価償却費についてお示しをさせていただいております。

こういった民間の会計手法も昨今取り入れながら、財政状況を公表しているところでございますが、冒頭申し上げましたように、会計処理につきましては、現行法上、民間の企業形態と

はやはり異なる部分がございます。今後、その減価償却分については、そういった会計制度の編成に伴ってまた新たな展開が出てくるものというふうに認識をしておるところでございますが、今の法体系上は積み立てるといような義務については至っておりません。

そういったことで、民間の企業会計とは幾分か違うといった点で御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 7番議員の御質問のうち、3点目の伊吹地区に融雪水路の設置につきましてということでお答えをさせていただきます。

除雪につきましては、昨年度は町内37業者の機械借り上げにより対応したところでございますけれども、作業区域が広いため、どうしても時間的な差が生じ、地域により御迷惑をおかけしている状況でございます。

議員がお話しのように、伊吹地区は町内でも降雪量が多い地域でありますので、今後、状況を踏まえた除雪体制のあり方につきましては、見直しを含め柔軟な対応など検討させていただきたいと考えております。

御提案の河川からの水利用につきましては、許可水利権という河川法に基づいて河川管理者、相川の場合は県でございますけれども、そこからの許可をとる必要がございます。井戸水利用を含めまして、実際の利用に当たっては、融雪効果や経済性、また道路線形、勾配などの道路構造条件などを含め、今後総合的な検討を進めていく必要があると考えるところでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 再質問は、1点だけいたしたいと思えます。

補助金の精査については、厳密にやっておるという答弁が返ってきました。私の聞くところによりますと、事務方も職員がやっておるというようなところがありますので、例えば、それでは自分の金を出して自分で精査しておるという話になりますので、そういうところがあれば、来年度からは自分たちでやっていただきたいと。そして、その後、行政側でチェックをかけると。そうしないと、自分で出して自分で精査しておっては何にも意味がありませんので、そこはどういうふうに見えてみえますかということなんです。

原子力発電でも経済産業省が音頭を取ってやっておりましたけど、その下でも原子力安全・保安院というのは経済産業省にありました。そういうことはおかしいということで、原子力安全・保安院は環境省に移管されました。そういうことにおいても、厳密に精査するというのであれば、自分たちで全部やって、そして行政側に上げて、行政側がそれでチェックをかけないと本当の意味はないと思えますので、そこら辺は今後どういうふうに対応されるかをお聞き

します。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 7番議員の再質問でございます。

補助金の交付の申請の手続を今は職員が行っているが、この辺の改善についてという御質問でございます。

当然、職員がそういった外郭団体、任意団体の補助事務といいますか、一般的な事務を行うに当たりましては地方公務員法の職専免の手続を行って、行っておるところでございます。その補助金の交付と、それからその事務を行うという部分につきましては、ある部分表裏一体的な部分がございますが、しかしながら、補助金といえども公金でございます。当然、職員が行った場合につきましても、その交付につきましてはいろんな角度から特に精査することができるわけでございますので、そういったことで事務もつかさどっておるということでございますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時08分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 衣 斐 弘 修

会議録署名議員 江 上 聖 司